

愛媛県がん対策推進計画

平成25年3月
愛 媛 県

はじめに

愛媛県では、がん対策基本法に基づき、平成20年3月に「愛媛県がん対策推進計画」を策定し、がんによる死亡者の減少やがん患者の苦痛軽減、療養生活の質の維持・向上等を目指して、がんの予防・早期発見、がん医療の均てん化、相談支援の充実など、「県民総ぐるみ」のがん対策を推進して参りました。

しかしながら、がんは依然として、本県における死亡原因の1位を占め、県民の健康にとって重大な脅威になるとともに、今や日本人の2人に1人が「がん」になる時代と言われ、年間で、実に約3人に1人が「がん」で亡くなられている状況にあります。また、がん患者とその家族の方々は、身体的苦痛のみならず、精神心理的苦痛、更には、社会とのつながりを失うことに対する不安や仕事と治療の両立が難しいなどの社会的苦痛もかかえておられます。

県では、このような状況をふまえ、現行計画の見直しを行い、がん患者とその家族を社会全体で支える取り組みを進め、「がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」を実現することを新しく目標に追加するとともに、これまで取り組みの遅れていた小児がんやがんの教育、就労を含めた社会的な問題等への対応を、新たに分野別施策に加えるなど、がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の充実を図ることとしております。

今後、県民の皆様の積極的な御参加の下、市町や医療関係団体・医療機関、医療保険者、患者団体等と連携しながら、本計画を着実に推進して参りたいと考えておりますので、皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見や御助言をいただきました愛媛県がん対策推進委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

愛媛県知事 中村時広

目次

第1 計画策定の趣旨

がんは、本県においても全国と同様、昭和56年から脳血管疾患を抜いて死亡原因の1位を占め、その数も平成23年には4,552人、全死亡数に占める割合は26.9%に達している。また、本県の総患者数※は、1万6千人と推計される（平成23年厚生労働省「患者調査」）。がんの発症リスクは加齢により高まるところから、人口の高齢化とともに、がんの罹患者の数、死亡者の数は今後とも増加していくことが見込まれる。

このように、がんは県民の生命や健康に対する重大な脅威であり、がん患者やその家族の切実な思いをしっかりと受け止め、これまで以上に、患者や県民の方々の視点に立ったがん対策の充実を図ることが求められている。

本県のがん対策は、がん対策基本法（以下「基本法」という。）に基づき平成20年3月に「愛媛県がん対策推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、国、県、市町、医療機関などの関係機関が連携を密にして、予防、検診、治療等多岐にわたる対策に、総合的かつ計画的に取り組んできたところである。

さらに、“がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていく地域社会の実現”を願うがん患者やその家族の方々の切実な思いを踏まえ、平成22年3月、超党派の議員提案による「愛媛県がん対策推進条例」（以下「条例」という。）が制定された。

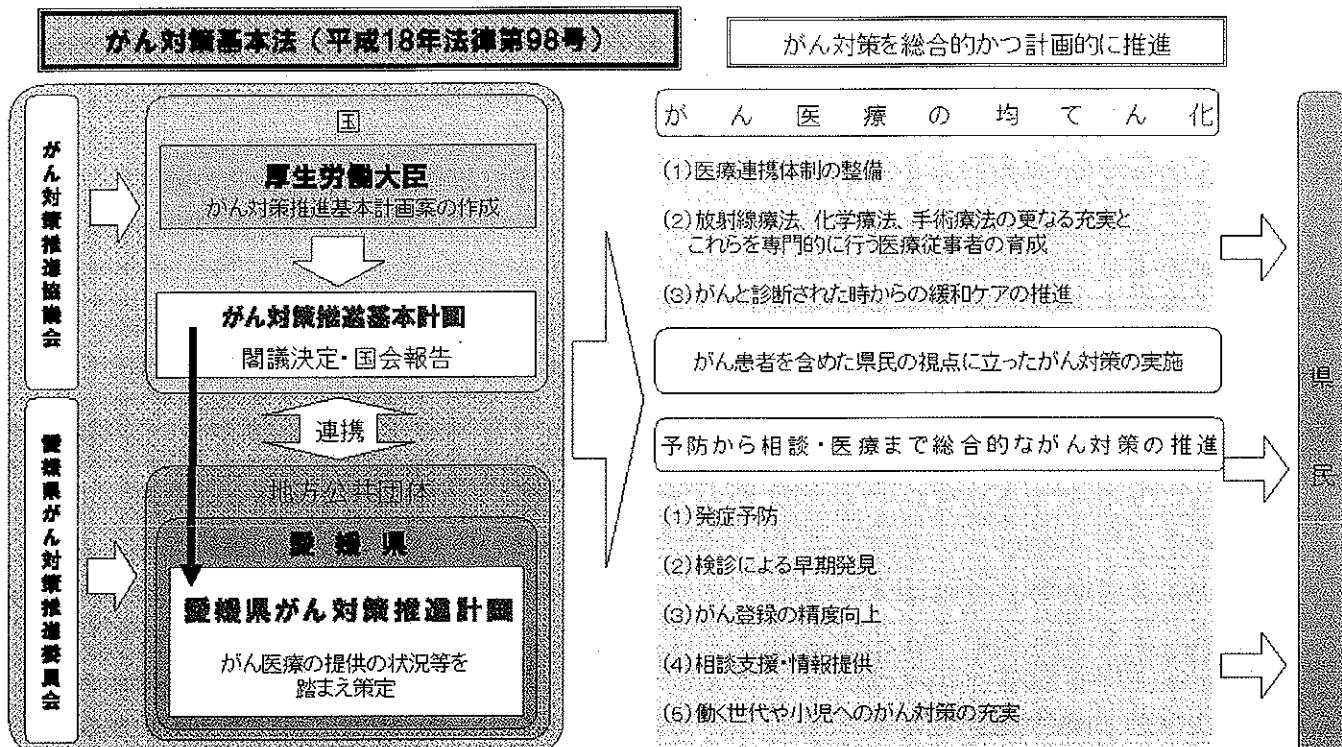
条例制定を契機に、国が指定するがん診療連携拠点病院に対する補助金の大幅な拡充や県独自のがん診療連携推進病院制度の創設など、がん医療の中心的な役割を担う拠点病院等の機能強化を図ったほか、地域医療再生基金を活用して、がん患者が在宅療養へ円滑に移行できる在宅緩和ケアの提供体制の構築に着手するとともに、緩和ケア病棟の整備やがん経験者が患者や家族への支援を行う町なか患者サロンに対する助成に取り組むなど、思い切った施策の拡充を行うことにより、医療面を中心着実に前計画の進展が図られた。

しかしながら、前計画の策定から5年が経過し、この間、関係機関による懸命な取組みにも関わらず、がんは依然として死亡原因のトップを占め、多くの県民が、大きな不安を抱いている。また、死亡率減少に有効とされるがん検診受診率は50%以上という計画目標に及ばない状況にあり、受診率の向上に向けた取組みの強化が急務となっているほか、条例やがん対策推進委員会において、今後、重点的に取り組むべき課題として、住み慣れた家庭や地域で安心して療養できる「在宅医療の充実」や、療養生活で生じる不安を気兼ねなく相談できる「相談支援体制の整備」をはじめ、患者の経済的負担の軽減や、患者が働きながら療養できる環境の整備、小児がん対策、がんに関する教育の推進等が提言されており、これら新たな課題への対応を進め、がん対策のより一層の推進を図る必要がある。

本計画は、このような認識の下、基本法第11条第3項の規定に基づき前計画の見直しを行い、本県におけるがん対策の推進に関する計画を明らかにするものであり、その策定に当たっては、条例及び国の「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を踏まえるとともに、医療法第30条の4第1項に規定する「医療計画」、健康増進法第8条第1項に規定する「都道府県健康増進計画」及び介護保険法第118条第1項に規定する「都道府県介護保険事業支援計画」等との整合を図った。

今後は、本計画に基づき、行政機関、がん患者を含めた県民、医療従事者、医療保険者、患者団体を含めた関係団体、マスメディア等の関係者が一体となって、総合的ながん対策を県民総ぐ

るみで推進し、がん患者を含めた県民が、様々ながんの病態に応じて、安心かつ納得できるがん医療や支援を受けられるようにするなど、「がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていく地域社会」の実現を目指す。



総合的ながん対策を県民総ぐるみで推進し、「がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていく地域社会」の実現を目指す。

愛媛県がん対策推進計画（平成22年3月26日条例第26号）

※総患者数：国が3年に1回、全国の医療機関からサンプリングし実施している「患者調査」のデータに基づき、同調査の調査日現在において、継続的に医療を受けている者の数を推計したもの。

第2 計画期間

計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間とする。

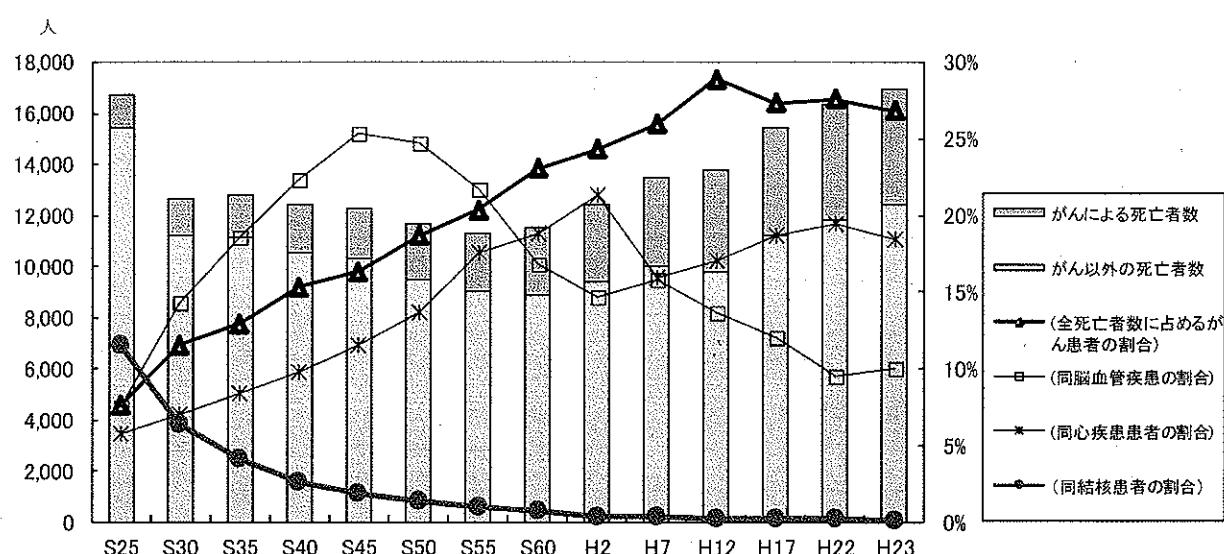
ただし、全体目標（後述）を達成するための期間は、平成20年度から29年度までの10年間とする。

第3 本県の状況

1 死亡の状況

○本県では、昭和56年以來、がんは死亡原因の第1位を占めており、死亡数は昭和60年の2,661人に対し、平成23年には4,552人、全死亡数に占める悪性新生物の割合は昭和60年の23.0%に対し、平成23年には26.9%と死亡数、割合ともに増加傾向にある。

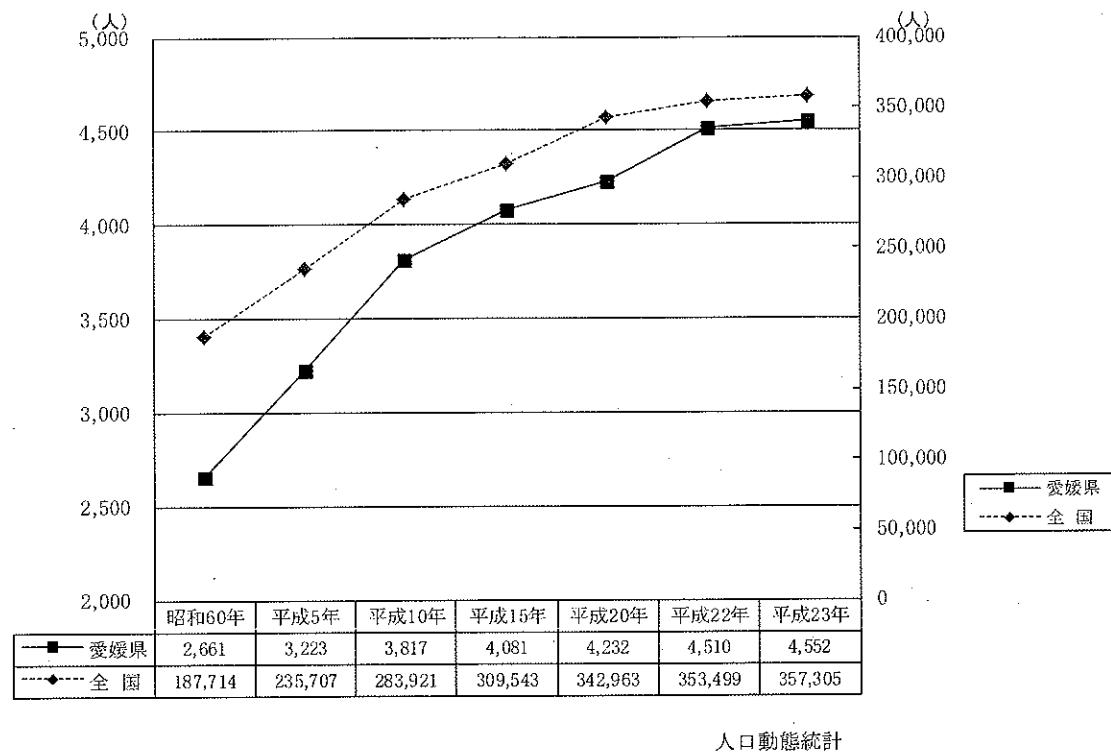
愛媛県のがん死亡者数と全死亡者に対する割合



| | S25 | S30 | S35 | S40 | S45 | S50 | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H23 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| がんによる死亡者数 | 1,283 | 1,460 | 1,659 | 1,901 | 2,004 | 2,172 | 2,305 | 2,661 | 3,031 | 3,505 | 3,979 | 4,233 | 4,510 | 4,552 |
| がん以外の死亡者数 | 15,460 | 11,195 | 11,162 | 10,501 | 10,281 | 9,479 | 9,014 | 8,886 | 9,427 | 10,004 | 9,778 | 11,236 | 11,834 | 12,398 |
| (全死亡者数に占めるがん患者の割合) | 7.7% | 11.5% | 12.9% | 15.3% | 16.3% | 18.6% | 20.4% | 23.0% | 24.3% | 25.9% | 28.9% | 27.4% | 27.6% | 26.9% |
| (同脳血管疾患の割合) | 7.5% | 14.2% | 18.5% | 22.4% | 25.3% | 24.7% | 21.7% | 16.8% | 14.6% | 15.8% | 13.7% | 12.1% | 9.5% | 10.0% |
| (同心疾患患者の割合) | 5.7% | 7.0% | 8.4% | 9.7% | 11.6% | 13.7% | 17.6% | 18.8% | 21.4% | 15.9% | 17.0% | 18.7% | 19.4% | 18.5% |
| (同結核患者の割合) | 11.5% | 6.3% | 4.1% | 2.6% | 1.8% | 1.3% | 0.9% | 0.6% | 0.3% | 0.4% | 0.2% | 0.2% | 0.1% | 0.1% |

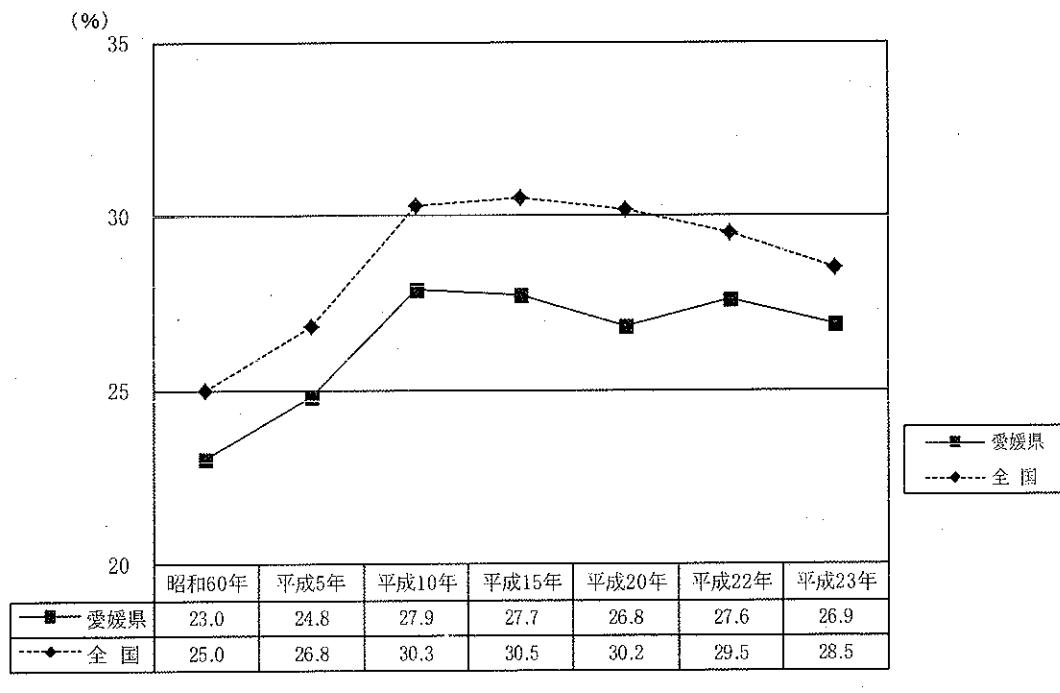
人口動態統計

悪性新生物の死亡数



人口動態統計

全死亡数に占める悪性新生物の割合



人口動態統計

○がんの年齢階級別の粗死亡率※についても、全国及び愛媛県とも上昇傾向が顕著であり、がんは加齢により発症リスクが増えるとされ、高齢化の影響により、40歳ごろから死亡率は高くなっている。また、全国より高齢化が進んだ県では全年齢の粗死亡率は全国平均より高くなっている。

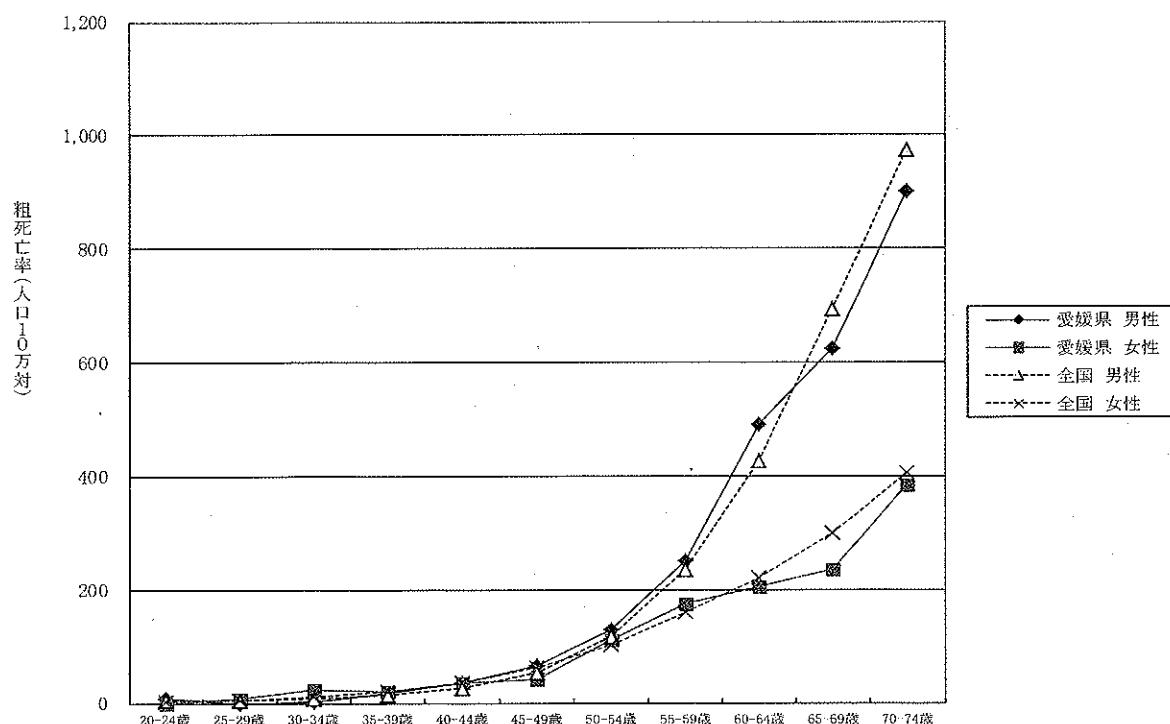
悪性新生物年齢階級別粗死亡率（平成23年）

| 区分 | | 愛媛県 | | | | 全国 | | | |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 男性 | | 女性 | | 男性 | | 女性 | |
| | | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 |
| 年齢階級別粗死亡率 | ※全年齢 | 2,651 | 395.7 | 1,901 | 252.1 | 213,190 | 342.8 | 144,115 | 219.6 |
| | 0-74歳合計 | 1,135 | 191.1 | 627 | 100.8 | 100,003 | 176.7 | 56,263 | 99.6 |
| | 0-4歳 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 48 | 1.8 | 41 | 1.6 |
| | 5-9 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 55 | 2.0 | 44 | 1.6 |
| | 10-14 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 62 | 2.0 | 50 | 1.7 |
| | 15-19 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 99 | 3.2 | 60 | 2.0 |
| | 20-24 | 2 | 7.4 | 0 | 0.0 | 137 | 4.2 | 83 | 2.7 |
| | 25-29 | 0 | 0.0 | 3 | 8.6 | 171 | 4.7 | 155 | 4.4 |
| | 30-34 | 1 | 2.5 | 9 | 22.5 | 331 | 8.1 | 401 | 10.1 |
| | 35-39 | 8 | 16.7 | 10 | 20.4 | 653 | 13.3 | 990 | 20.7 |
| | 40-44 | 15 | 34.1 | 16 | 34.8 | 1,217 | 25.9 | 1,619 | 35.1 |
| | 45-49 | 26 | 66.7 | 17 | 39.5 | 2,128 | 53.1 | 2,502 | 63.1 |
| | 50-54 | 55 | 127.9 | 50 | 111.1 | 4,437 | 116.2 | 3,913 | 102.4 |
| | 55-59 | 120 | 250.0 | 89 | 174.5 | 9,772 | 236.7 | 6,651 | 158.7 |
| | 60-64 | 304 | 490.3 | 135 | 204.5 | 22,297 | 427.3 | 11,867 | 219.2 |
| | 65-69 | 262 | 623.8 | 113 | 235.4 | 26,093 | 694.3 | 12,297 | 299.7 |
| | 70-74 | 342 | 900.0 | 185 | 385.4 | 32,503 | 974.6 | 15,590 | 405.1 |

人口動態統計及び国立がん研究センターHPより

※全年齢には年齢不詳を含む

※粗死亡率：死者数を人口で除したもの。



○年齢構成を調整した年齢調整死亡率※（p12参照）を時系列でみると、愛媛県では男女ともに昭和40年までは全国よりやや高くなっているが、昭和45年以降は、全国よりも概ね低い状態で推移している。

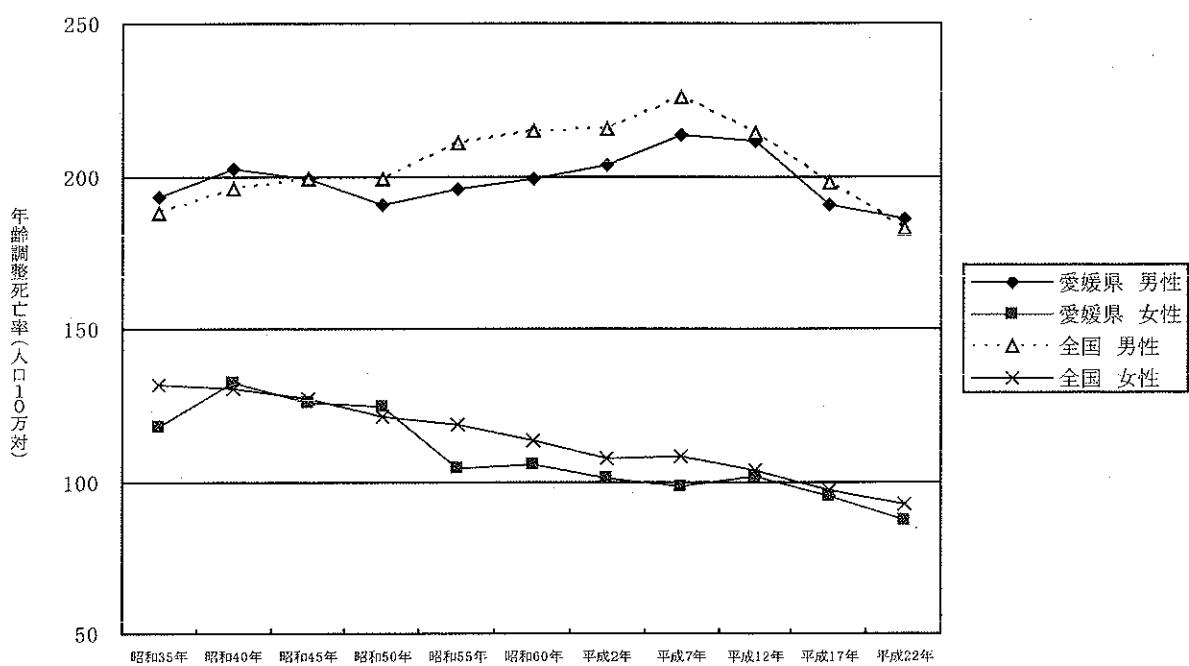
全国・愛媛県とともに男性は平成7年まで上昇し、その後減少傾向にある。一方女性は、愛媛県では昭和40年132.3がピークであり、全国では昭和35年から減少傾向にある。

悪性新生物の年齢調整死亡率年次推移

| 区分 | 愛媛県 | | 全国 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 昭和 35年 | 193.0 | 117.8 | 188.2 | 132.0 |
| 40年 | 202.4 | 132.3 | 195.6 | 130.3 |
| 45年 | 199.0 | 125.6 | 199.2 | 126.9 |
| 50年 | 190.6 | 124.7 | 198.9 | 121.1 |
| 55年 | 196.0 | 104.4 | 210.9 | 118.8 |
| 60年 | 198.8 | 105.3 | 214.8 | 113.1 |
| 平成 2年 | 203.4 | 100.9 | 215.6 | 107.7 |
| 7年 | 213.7 | 98.1 | 226.1 | 108.3 |
| 12年 | 211.4 | 101.5 | 214.0 | 103.5 |
| 17年 | 190.2 | 95.1 | 197.7 | 97.3 |
| 22年 | 185.9 | 87.4 | 182.4 | 92.2 |
| 23年（※75歳未満） | 107.4 | 57.7 | 107.1 | 61.2 |

平成22年人口動態統計特殊報告より(5年毎の公表のため、23年は75歳未満の年齢調整死亡率のみ掲載)

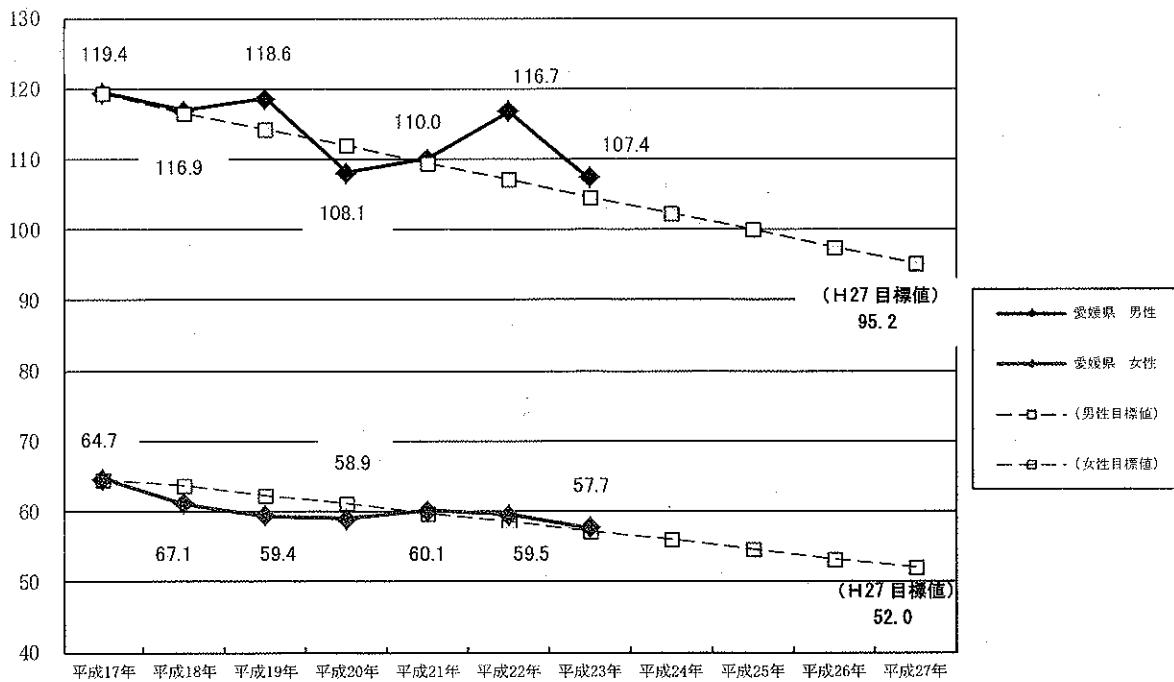
※75歳未満年齢調整死亡率(23年)は国立がん研究センターがん対策情報センターHPより



○本県における平成23年のがんの年齢調整死亡率（75歳未満）は、男107.4、女57.7であり、平成17年以降、概ね減少傾向である。

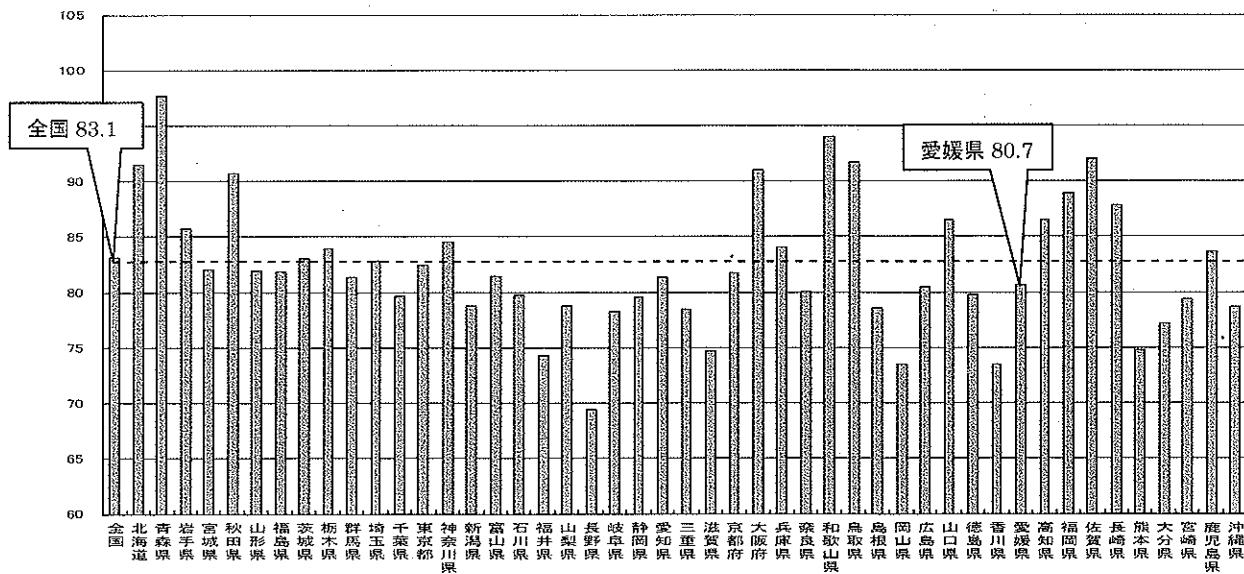
また、男女を合わせた本県の平成23年のがんの年齢調整死亡率（75歳未満）は、80.7で、全国平均（83.1）を下回っており、全国順位では、高いほうから27位となっている。

年齢調整死亡率（75歳未満）の推移（人口10万対）



国立がん研究センターがん対策情報センターHPより

平成23年 都道府県別がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）



国立がん研究センターがん対策情報センターHPより

○男性の死亡数を、平成17年と平成23年で比較すると、2,476人から2,651人に増加している。

部位別では、肺（575人→661人）、大腸（217人→296人）、胃（411人→428人）が増加しているが、肝臓（356人→311人）は減少している。

○女性の死亡数を、平成17年と平成23年で比較すると、1,757人から1,901人に増加している。

部位別では、膵臓（124人→196人）、肺（237人→271人）、子宮（70人→86人）が増加しているが、胃（254人→229人）は減少している。

悪性新生物による死亡数（男性）

| | 平成17年 | | | 平成23年 | | |
|-------|--------------------|--------|-------|------------|--------|-------|
| | 全 国 死亡数 | 愛媛県 | | 全 国 死亡数 | 愛媛県 | |
| | | 死 亡 数 | 割 合 | | 死 亡 数 | 割 合 |
| 悪性新生物 | 196,603 | 2,476 | 100.0 | 213,190 | 2,651 | 100.0 |
| 主な部位別 | 食道 | 9,465 | 80 | 3.2 | 10,141 | 96 |
| | 胃 | 32,643 | 411 | 12.6 | 32,785 | 428 |
| | 大腸 | 22,146 | 217 | 8.8 | 24,862 | 296 |
| | 結腸 | 13,436 | 140 | 5.7 | 15,469 | 180 |
| | 直腸 S状結腸移行部 及び直腸 | 8,710 | 77 | 3.1 | 9,393 | 116 |
| | 肝及び肝内胆管 | 23,203 | 356 | 14.4 | 20,972 | 311 |
| | 胆のう及びその他の胆道 | 7,845 | 112 | 4.5 | 8,886 | 103 |
| | 膵 | 12,284 | 172 | 6.9 | 14,825 | 163 |
| | 気管、気管支及び肺 | 45,189 | 575 | 23.2 | 50,782 | 661 |
| | 乳房 | 87 | - | - | 107 | 1 |
| 部位別 | 子宮 | - | - | - | - | - |
| | 卵巣 | - | - | - | - | - |
| | 前立腺 | 9,265 | 133 | 5.4 | 10,823 | 137 |
| | 膀胱 | 4,141 | 49 | 2.0 | 4,784 | 57 |
| | 悪性リンパ腫 | 4,829 | 90 | 3.6 | 5,771 | 77 |
| | 白血病 | 4,311 | 61 | 2.5 | 4,775 | 77 |

悪性新生物による死亡数（女性）

| | 平成17年 | | | 平成23年 | | |
|-------|--------------------|--------|-------|------------|--------|-------|
| | 全 国 死亡数 | 愛媛県 | | 全 国 死亡数 | 愛媛県 | |
| | | 死 亡 数 | 割 合 | | 死 亡 数 | 割 合 |
| 悪性新生物 | 129,338 | 1,757 | 100.0 | 144,115 | 1,901 | 100.0 |
| 主な部位別 | 食道 | 1,717 | 22 | 1.3 | 1,829 | 19 |
| | 胃 | 17,668 | 254 | 14.5 | 17,045 | 229 |
| | 大腸 | 18,684 | 231 | 13.1 | 20,882 | 244 |
| | 結腸 | 13,685 | 165 | 9.4 | 15,581 | 172 |
| | 直腸 S状結腸移行部 及び直腸 | 4,999 | 66 | 3.8 | 5,301 | 72 |
| | 肝及び肝内胆管 | 11,065 | 191 | 10.9 | 10,903 | 183 |
| | 胆のう及びその他の胆道 | 8,741 | 118 | 6.7 | 9,300 | 125 |
| | 膵 | 10,643 | 124 | 7.1 | 14,004 | 196 |
| | 気管、気管支及び肺 | 16,874 | 237 | 13.5 | 19,511 | 271 |
| | 乳房 | 10,721 | 132 | 7.5 | 12,731 | 145 |
| 部位別 | 子宮 | 5,381 | 70 | 4.0 | 6,075 | 86 |
| | 卵巣 | 4,467 | 54 | 3.1 | 4,705 | 60 |
| | 前立腺 | - | - | - | - | - |
| | 膀胱 | 1,888 | 18 | 1.0 | 2,224 | 30 |
| | 悪性リンパ腫 | 3,708 | 60 | 3.4 | 4,565 | 66 |
| | 白血病 | 2,972 | 40 | 2.3 | 3,381 | 39 |

（人口動態統計）

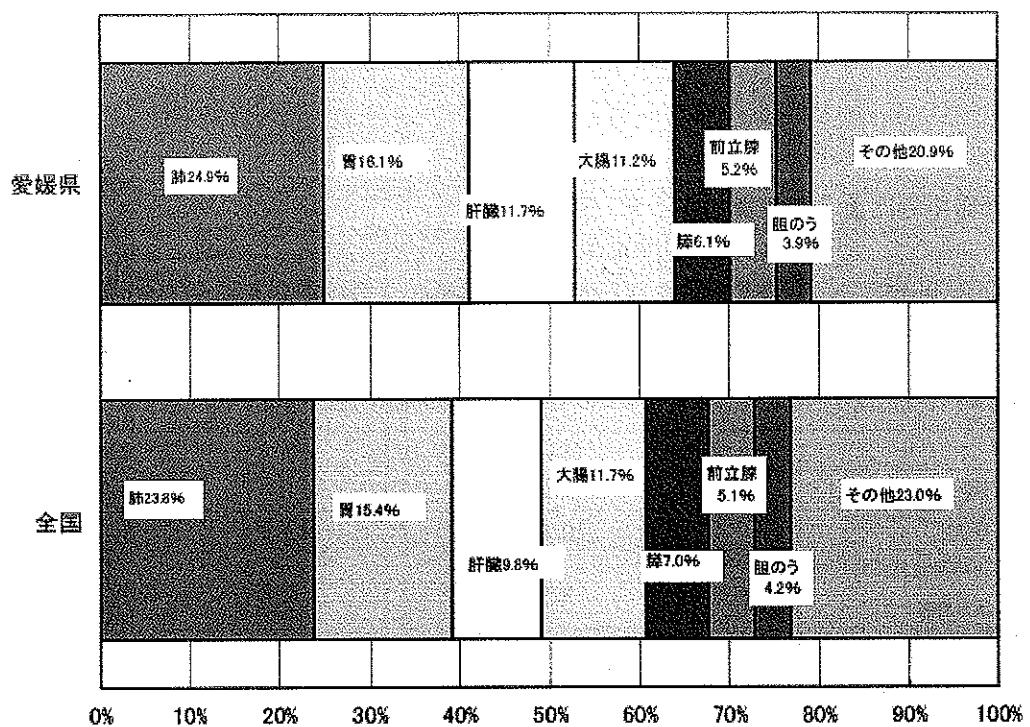
※割合は、悪性新生物に占める部位別死亡数の割合を表している。

○悪性新生物に占める部位別死亡数の割合は、男性は、肺(24.9%)、胃(16.1%)、肝臓(11.7%)、大腸(11.2%)の順となっている。

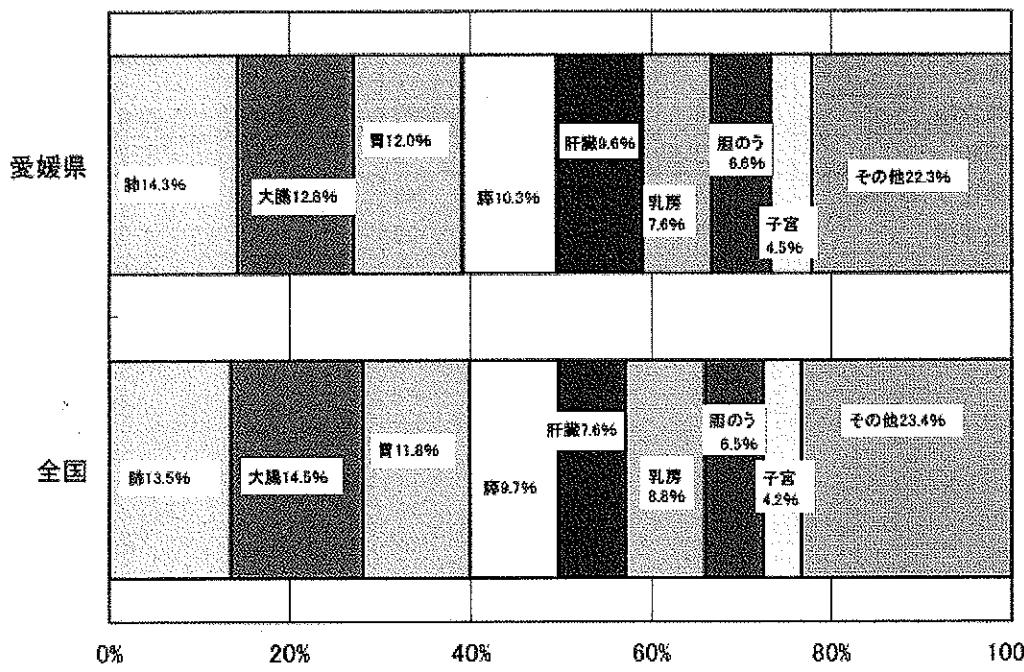
○悪性新生物に占める部位別死亡数の割合は、女性は、肺(14.3%)、大腸(12.8%)、胃(12.0%)、膵臓(10.3%)の順となっている。

悪性新生物に占める部位別死亡数の割合（平成23年）

男性



女性



人口動態統計

○男性の年齢調整死亡率を、平成17年と平成22年で比較すると、190.2から185.9と低下しているものの、全国順位（死亡率の低い順）では、18位から34位と悪くなっている。

部位別では、平成17年と平成22年で全国順位を比較してみると、膵臓（40位→26位）、前立腺（27位→4位）と改善しているが、胃（16位→26位）、大腸（1位→24位）、肺（16位→33位）と悪くなっている。

○女性の年齢調整死亡率では、平成17年95.1から、平成22年87.4と低下し、全国順位も21位から16位へと改善している。

部位別の全国順位では、食道（22位→8位）、胃（36位→21位）、乳房（25位→12位）、悪性リンパ腫（44位→24位）と改善しているが、子宮（10位→37位）、卵巣（22位→35位）と悪くなっている。

悪性新生物による年齢調整死亡率（男性）

| 主な部位別 | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|--------|---------------------|-------|-------|-----------------|-------|-------|
| | 年齢調整死亡率（人口10万対） | | 全国順位 | 年齢調整死亡率（人口10万対） | | 全国順位 |
| | 全国 | 愛媛県 | （低率順） | 全国 | 愛媛県 | （低率順） |
| 悪性新生物 | 197.7 | 190.2 | 18 | 182.4 | 185.9 | 34 |
| 主な部位別 | 食道 | 9.7 | 7.2 | 8 | 9.1 | 7.3 |
| | 胃 | 32.7 | 31.2 | 16 | 28.2 | 28.4 |
| | 大腸 | 22.4 | 16.8 | 1 | 21.0 | 20.2 |
| | 結腸 | 13.4 | 10.8 | 7 | 12.8 | 11.8 |
| | 直腸 S 状結腸移行部 及び直腸 | 9.0 | 6.0 | 1 | 8.2 | 8.3 |
| | 肝及び肝内胆管 | 23.7 | 29.0 | 36 | 19.0 | 25.4 |
| | 胆のう及びその他の胆道 | 7.6 | 7.9 | 30 | 6.9 | 6.7 |
| | 膵 | 12.6 | 13.7 | 40 | 13.0 | 13.1 |
| | 気管、気管支及び肺 | 44.6 | 42.5 | 16 | 42.4 | 43.6 |
| | 乳房 | . | . | . | . | . |
| 子宮 | . | . | . | . | . | . |
| 卵巣 | . | . | . | . | . | . |
| 前立腺 | 8.5 | 8.7 | 27 | 8.0 | 5.6 | 4 |
| 膀胱 | 3.9 | 3.3 | 5 | 3.6 | 2.7 | 3 |
| 悪性リンパ腫 | 4.9 | 7.3 | 46 | 5.0 | 6.2 | 45 |
| 白血病 | 4.8 | 4.8 | 29 | 4.7 | 4.7 | 24 |

(人口動態統計特殊報告)

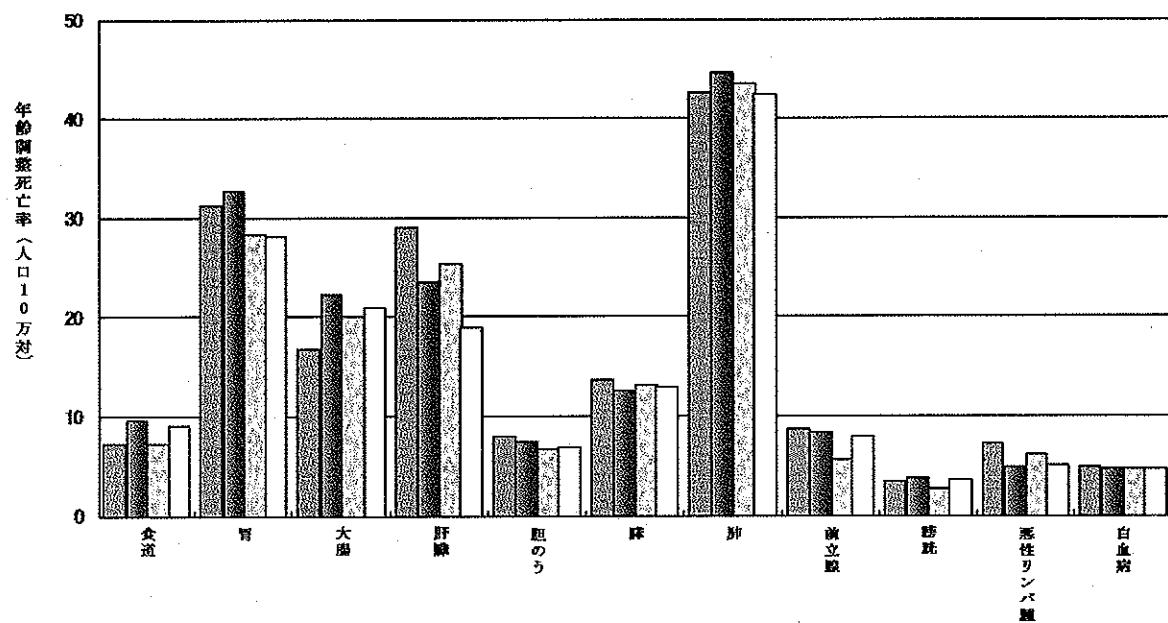
悪性新生物による年齢調整死亡率（女性）

| | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|--------|---------------------|------|---------------|-----------------|------|---------------|
| | 年齢調整死亡率（人口10万対） | | 全国順位 (低率順) | 年齢調整死亡率（人口10万対） | | 全国順位 (低率順) |
| | 全国 | 愛媛県 | | 全国 | 愛媛県 | |
| 悪性新生物 | 97.3 | 95.1 | 21 | 92.2 | 87.4 | 16 |
| 主な部位別 | 食道 | 1.3 | 1.2 | 22 | 1.2 | 0.7 |
| | 胃 | 12.5 | 13.7 | 36 | 10.2 | 10.4 |
| | 大腸 | 13.2 | 11.9 | 13 | 12.1 | 11.4 |
| | 結腸 | 9.3 | 7.6 | 6 | 8.6 | 8.4 |
| | 直腸 S 状結腸移行部 及び直腸 | 3.8 | 4.2 | 38 | 3.5 | 3.0 |
| | 肝及び肝内胆管 | 7.7 | 9.1 | 39 | 6.4 | 7.9 |
| | 胆のう及びその他の胆道 | 5.4 | 5.0 | 12 | 4.7 | 4.4 |
| | 膵 | 7.5 | 6.3 | 5 | 8.2 | 7.3 |
| | 気管、気管支及び肺 | 11.7 | 10.8 | 21 | 11.5 | 10.3 |
| | 乳房 | 11.4 | 11.0 | 25 | 11.9 | 10.3 |
| 子宮 | 5.1 | 4.2 | 10 | 5.3 | 5.8 | 37 |
| 卵巣 | 4.4 | 4.2 | 22 | 4.3 | 4.7 | 35 |
| 前立腺 | . | . | . | . | . | . |
| 膀胱 | 1.0 | 0.6 | 1 | 0.9 | 0.6 | 1 |
| 悪性リンパ腫 | 2.7 | 3.6 | 44 | 2.7 | 2.7 | 24 |
| 白血病 | 2.6 | 2.4 | 17 | 2.5 | 2.2 | 16 |

(人口動態統計特殊報告)

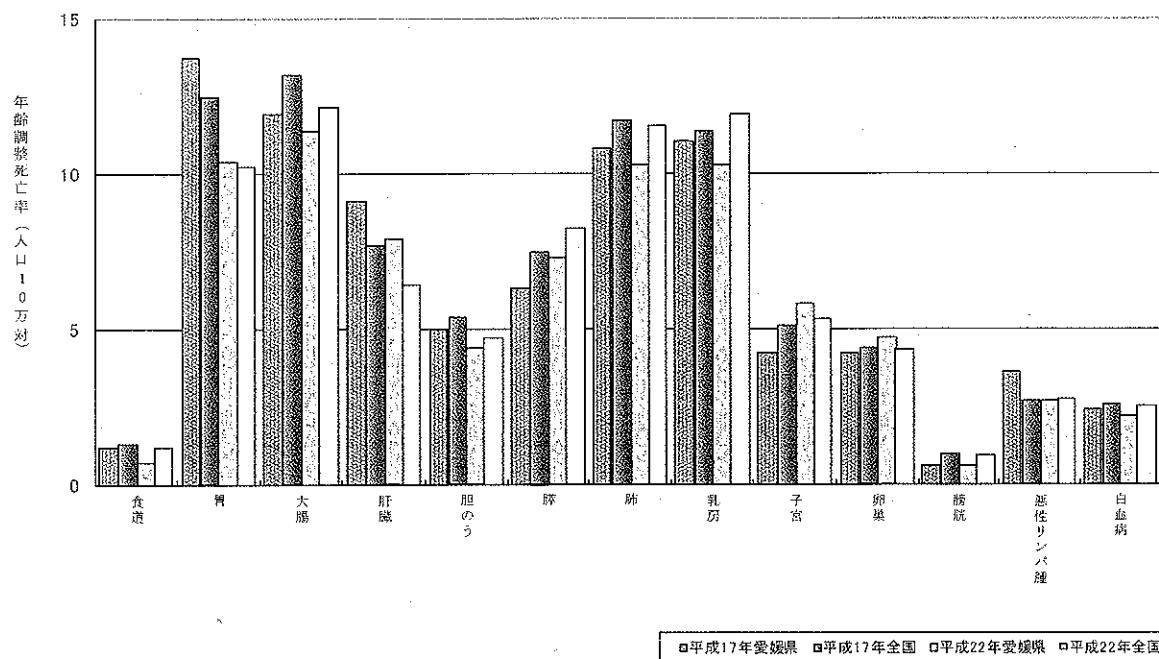
悪性新生物(部位別)の年齢調整死亡率

男性



□平成17年愛媛県 □平成17年全国 □平成22年愛媛県 □平成22年全国

女性



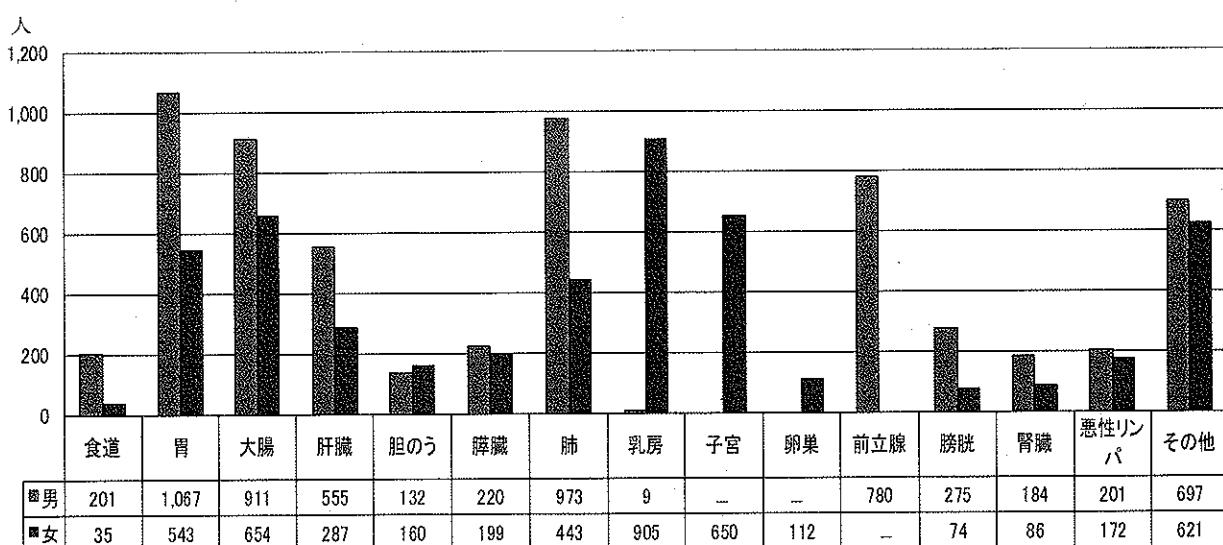
※年齢調整死亡率：年齢構成の異なる集団等の間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率。
年齢調整死亡率を用いることにより、より正確に地域比較や年次比較をすることができる。

2 患者の状況

総患者数(p2参照)により、患者の状況を見ると、悪性新生物のために治療を受けている人数は、全国では、平成23年が152万6千人であるが、愛媛は、1万6千人と推計されている。部位別では、「その他」を除くと、胃がんが3千人と最も多く、次いで大腸がんの2千人となっている。

がんの罹患の状況を見ると、平成22年の本県の罹患数は、11,146人（男性6,205人、女性4,941人）となっている。部位別に見ると、その他を除き男性では、胃がんが最も多く、次いで肺、大腸、前立腺、肝臓の順となっている。女性では、乳がんが最も多く、ついで大腸、子宮、胃、肺の順となっている。

部位別の罹患数（平成22年）



愛媛県地域がん登録届出件数

3 検診受診の状況

がん検診は、健康増進法の健康増進事業として国の指針に基づき市町が実施しているほか、企業が従業員に対して福利厚生事業として実施する場合や、個人が任意で受診する人間ドック等の中で受診する場合等がある。がん検診の受診状況は、「国民生活基礎調査」と「地域保健・健康増進事業報告」で調査している。

「国民生活基礎調査」は、3年ごとの大規模調査年に、全国民を対象とした抽出調査により過去1年間（子宮がん、乳がんは過去2年間）のがん検診受診の有無を調査し、都道府県ごとの受診者数を推計している。「地域保健・健康増進事業報告」は、健康増進事業として市町が実施するがん検診の受診者数、要精検者数等の実数を毎年集計している。

(1) がん検診受診率

国民生活基礎調査による本県のがん検診受診率は、胃がん、肺がん、大腸がんで、平成19年調査より平成22年調査の方が受診率が高くなっているが、いずれのがん検診も女性の方が受診率が低い傾向にある。また、2年に1回の受診が推奨される子宮がん、乳がんは、過去2年間の受診状況を調査したものであるが、他のがんに比べ高い受診率となっている。都道府県別の比較では、本県は全国中位に位置している。

がん検診受診率

(受診率：%)

| 区分 | 胃がん | | | 肺がん | | | 大腸がん | | | 子宮がん | | | 乳がん | | |
|----|-----|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|-------------|-------------|------|-------------|----------------|
| | 本県 | 全国 | 本県順位 | 本県 | 全国 | 本県順位 | 本県 | 全国 | 本県順位 | 本県 | 全国 | 本県順位 | 本県 | 全国 | 本県順位 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男性 | 19年 | 32.0 | 33.8 | 35 | 28.2 | 26.7 | 22 | 26.3 | 27.9 | 32 | | | | | |
| | 22年 | 36.2 | 36.6 | 28 | 30.5 | 26.4 | 15 | 27.3 | 28.1 | 31 | | | | | |
| 女性 | 19年 | 26.3 | 26.8 | 29 | 25.3 | 22.9 | 25 | 22.2 | 23.7 | 31 | - (23.0) | - (24.5) | (35) | - (23.2) | - (24.7) (32) |
| | 22年 | 29.9 | 28.3 | 24 | 27.9 | 23.0 | 21 | 25.8 | 23.9 | 20 | 39.8 (31.0) | 37.7 (28.7) | 22 | 40.3 (31.9) | 39.1 (30.6) 22 |

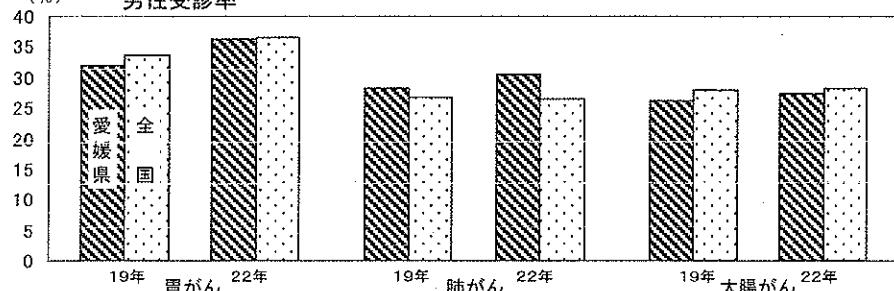
(国民生活基礎調査)

* 対象年齢：40～69歳、子宮がんは20～69歳

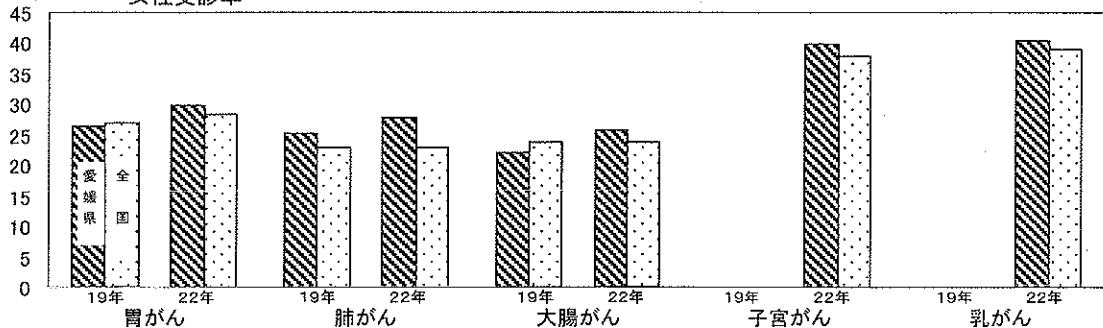
* 調査内容：胃がん、肺がん、大腸がんは過去1年間の受診状況

子宮がん、乳がんは過去2年間（※（）内は過去1年間）の受診状況

(%) 男性受診率



(%) 女性受診率



[参考]

地域保健・健康増進事業報告によると、市町が実施するがん検診の受診率は、特定健診の実施が医療保険者に義務付けられた平成20年度に低下し、その後は横這いの状況である。

市町が実施するがん検診は、職場等での受診機会がない者が主な受診者であり、国民生活基礎調査による受診率よりも低くなっている。

健康増進事業として市町が実施するがん検診受診率

(受診率：%)

| 年度 | 男 性 | | | | | | 女 性 | | | | | | | | | | | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|----|
| | 胃がん | | 肺がん | | 大腸がん | | 胃がん | | 肺がん | | 大腸がん | | 子宮がん | | 乳がん | | | |
| | 本県 | 全国 | 本県 | 全国 |
| 18 | 12.3 | 11.2 | 14.7 | 19.6 | 16.3 | 16.4 | 15.6 | 13.0 | 20.6 | 24.5 | 22.0 | 20.6 | 17.0 | 18.6 | 13.2 | 12.9 | | |
| 19 | 11.3 | 10.7 | 13.6 | 18.7 | 15.3 | 16.2 | 14.4 | 12.5 | 19.4 | 23.8 | 21.0 | 20.8 | 16.9 | 18.8 | 7.5 | 14.2 | | |
| 20 | 10.7 | 9.9 | 11.2 | 16.7 | 13.7 | 15.1 | 9.9 | 10.5 | 11.4 | 18.6 | 13.4 | 17.1 | 15.1 | 19.4 | 2.5 | 14.7 | | |
| 21 | 10.0 | 10.0 | 11.2 | 17.0 | 12.6 | 15.6 | 9.7 | 10.3 | 12.3 | 18.5 | 13.4 | 17.4 | 15.6 | 21.0 | 1.3 | 16.3 | | |
| 22 | 9.9 | 9.7 | 11.2 | 16.5 | 12.8 | 16.0 | 9.2 | 9.6 | 11.7 | 17.6 | 13.0 | 17.3 | 18.7 | 23.9 | 2.6 | 19.0 | | |

(地域保健・健康増進事業報告)

* 対象年齢：40歳以上、子宮がんは20歳以上

* 胃がん、肺がん、大腸がんの受診率＝(受診者数／対象者数) × 100

* 子宮がん、乳がんの受診率＝(前年度の受診者数+当該年度の受診者数-2年連続の受診者数)／(当該年度の対象者数) × 100

* 乳がんはマンモグラフィと視触診の併用方式による受診率。本県は主としてマンモグラフィ単独方式で実施しており、単独方式を含めた受診率は、22年度で25.4%になる。

(2) 精密検査受診率

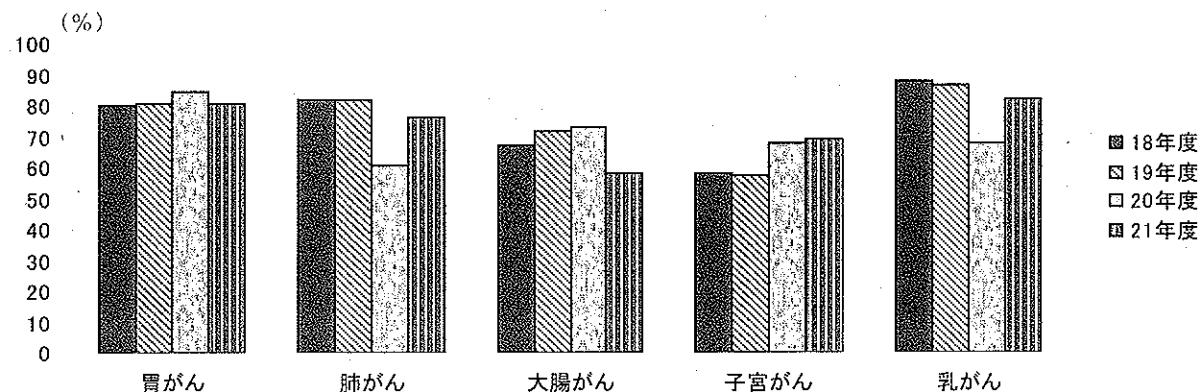
地域保健・健康増進事業報告によると、がん検診を受診した後の精密検査の受診率は、胃がん、乳がんは概ね80%を超えており、大腸がん、子宮がんは60～70%に留まっている。経年変化を見ると子宮がんは上昇傾向にあるが、他のがんは、低下もしくは横這いの傾向にある。

がん検診精密検査受診率 (受診率：%)

| 年度 | 胃がん | 肺がん | 大腸がん | 子宮がん | 乳がん |
|----|------|------|------|------|------|
| 18 | 79.9 | 81.9 | 67.2 | 58.0 | 87.5 |
| 19 | 80.8 | 82.2 | 71.3 | 57.1 | 86.3 |
| 20 | 84.8 | 60.9 | 72.9 | 67.7 | 67.9 |
| 21 | 80.5 | 76.1 | 58.0 | 69.1 | 81.8 |

(地域保健・健康増進事業報告より算出)

* 精密検査受診率は、要精検者に対する精密検査受診者の割合。未受診者の中には、精密検査の受診状況が把握できていない者を含む。



4 がん診療連携拠点病院及び愛媛県がん診療連携推進病院の整備状況

(1) がん診療連携拠点病院について

がん診療連携拠点病院とは、全国どこに住んでいても「質の高いがん医療」が受けられるよう、都道府県の推薦をもとに厚生労働大臣が指定した病院。専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、患者への相談支援や情報提供などの役割を担うもので、4年ごとに指定が更新される。

都道府県に原則1ヵ所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と、二次医療圏に概ね1ヵ所指定される地域がん診療連携拠点病院の2種類がある。

愛媛県には、1か所の都道府県がん診療連携拠点病院と6か所の地域がん診療連携拠点病院がある。

[都道府県がん診療連携拠点病院（国指定）]

都道府県がん診療連携拠点病院は、がん診療の質の向上及び医療機関の連携協力体制の構築に関し、各都道府県のがん医療の中心的な役割を担う病院。

| 医療機関名 | 所在地 | 対象圏域 |
|----------|-----|------|
| 四国がんセンター | 松山市 | 全県 |

[地域がん診療連携拠点病院（国指定）]

地域がん診療連携拠点病院は、二次医療圏単位を目安に指定され、地域のがん医療の拠点としての役割を担う病院。

| 医療機関名 | 所在地 | 対象圏域 |
|-------------|------|----------------------------|
| 住友別子病院 | 新居浜市 | 宇摩圏域、新居浜・西条圏域 |
| 済生会今治病院 | 今治市 | 今治圏域 |
| 愛媛大学医学部附属病院 | 東温市 | 松山圏域 (今治圏域、新居浜・西条圏域の支援) |
| 県立中央病院 | 松山市 | 松山圏域、八幡浜・大洲圏域 |
| 松山赤十字病院 | 松山市 | |
| 市立宇和島病院 | 宇和島市 | 宇和島圏域 |

〈拠点病院の役割〉

- 専門的ながん医療の提供等

(手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の実施や治療の初期段階からの緩和ケアの実施等) ※医師、看護師、薬剤師等によるチーム医療の提供

- 地域のがん診療の連携協力体制の構築

(研修や診療支援、患者の受入・紹介等)

- がん患者に対する相談支援及び情報提供

(2) 愛媛県がん診療連携推進病院について

国指定の拠点病院については、指定基準の引き上げ等により、追加指定が難しい状況にあり、二次医療圏ごとにみれば、空白地域も生じている。

このため、国指定の「拠点病院」の機能・役割を補完し、がん診療の中核的役割を担う医療

機関の裾野を拡大するため、県独自に「愛媛県がん診療連携推進病院」制度を創設し、拠点病院に準ずる診療機能を有する松山市民病院や四国中央病院など6病院を認定している。これにより、国指定病院ではカバーできていなかった宇摩圏域の病院が加わるなど、がんの診療体制の強化につながっている。

この県独自の「推進病院」は、国の指定基準を一部緩和したもので、今後とも、随時募集を行い、県全域でのがん医療の体制充実に努めることとしている。

[愛媛県がん診療連携推進病院（県指定）]

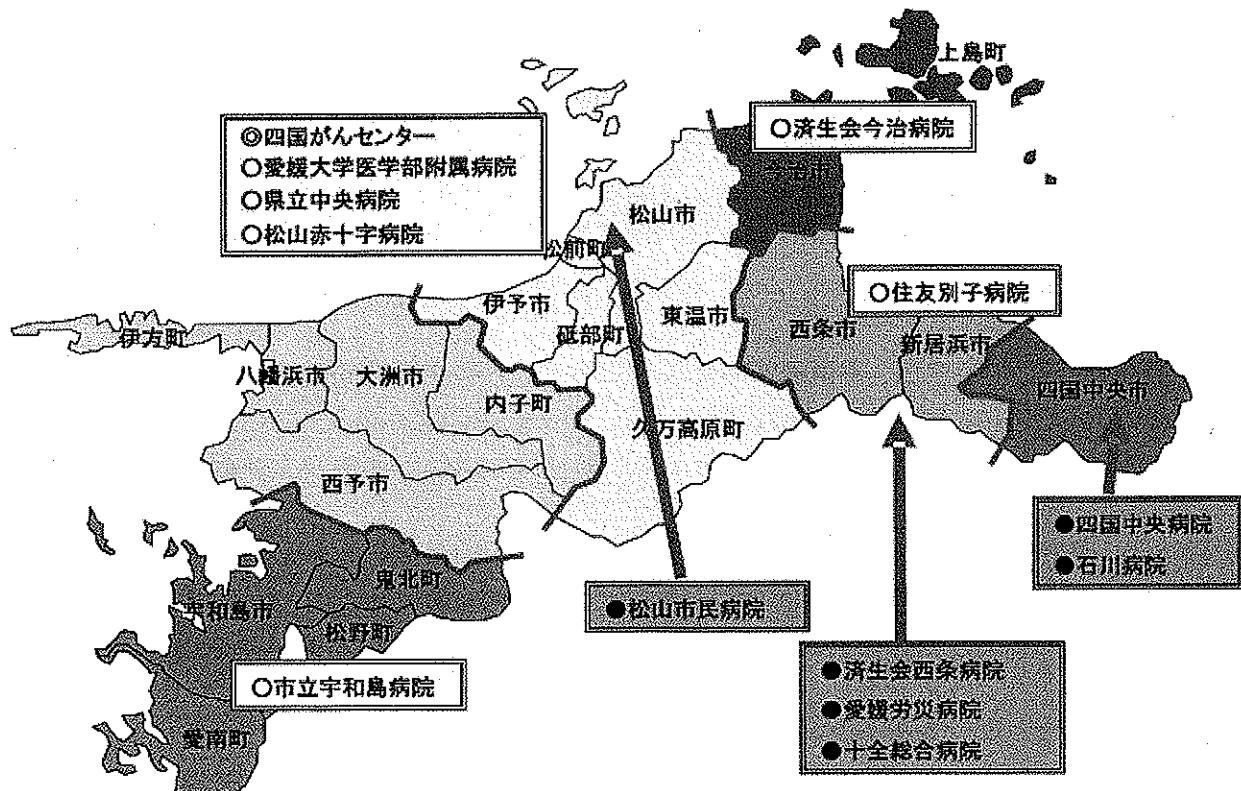
| 医療機関名 | 所在地 | 所在圏域 |
|---------|-------|----------|
| 松山市民病院 | 松山市 | 松山圏域 |
| 済生会西条病院 | 西条市 | |
| 愛媛労災病院 | 新居浜市 | 新居浜・西条圏域 |
| 十全総合病院 | 新居浜市 | |
| 四国中央病院 | 四国中央市 | |
| 石川病院 | 四国中央市 | 宇摩圏域 |

（推進病院の役割）

県独自に「がん診療連携推進病院」制度を創設し、国指定の拠点病院に準ずる診療機能を有する6病院を認定

- ・国指定の「拠点病院」の機能・役割を補完
- ・拠点病院の空白圏域の診療体制を強化

愛媛県のがん拠点病院等配置状況



第4 基本方針

がんは、本県においても昭和56年以降、最も大きな死亡原因となっており、人口動態統計によると、平成23年のがん死亡者数は4,552人、全死亡者に対する割合は26.9%となっている。

また、国立がんセンターがん対策情報センターによれば、高齢化社会の進展等により、生涯のうちにがんに罹る可能性は、国民の2人に1人と推計されており、県民全体が、がんを身近な問題として捉える必要性がより一層高まっている。

のことから、がん対策基本法及びがん対策推進条例に基づき、本県のがん対策を総合的に推進するため、県民及び関係する機関、団体等との連携を図り、次の基本方針に沿って、本県のがん対策を着実に推進していくこととする。

1 がん医療の均てん化※1

がん対策基本法においては、「がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けることができるようとする」ことをがん対策の基本理念として、掲げている。

本県は、東西に長く伸びた県土を有し山間部や離島を多く抱えるなど、地理的に不利な条件にあるが、その中ですべての県民が適切ながん医療を受けられるような体制を構築する必要がある。

このため、本県におけるがん医療水準の向上を図り、がん患者の意向を尊重した質の高いがん医療の提供に努めるとともに、県内の各圏域において必要な医療機能の整備を図るなど、がん医療の均てん化を推進することとし、以下の項目に重点を置いて取り組む。

(1) 医療連携体制の整備

がんの医療技術の進歩に伴い、高度の専門性を必要とする医療に加え、緩和医療等がん患者の生活の質を高める医療の提供も求められるようになってきていることから、医療機関の機能に応じた役割分担と連携により、適切ながん医療の提供体制を確保する必要がある。

このため、がん診療連携拠点病院等において、専門的ながん医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携を図ることにより、地域におけるがん医療水準の向上と、切れ目のない医療の提供を目指す。

(2) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実これらを専門的に行う医療従事者の育成

がん治療においては、様々ながんの病態に応じ、手術療法、放射線療法、化学療法、さらにこれらを組み合わせた集学的治療が、それぞれを専門的に行う医師の連携の下実施されていくことが求められている。

このうち、手術療法については、胃がんなど、主として手術に適したがんが多かったこともあり、がん治療の中心的役割を担ってきたが、現在は、がんの種類によっては、放射線療法が手術療法と同様の治療効果を発揮できるようになるとともに、新たな抗がん剤が多く登場し、化学療法の知見が蓄積してきたことから、これまで手術療法に比べて相対的に遅れていた放射線療法や化学療法の推進を図ってきたところ。

一方で、今も手術療法ががん医療の中心であることに変わりはないが、外科医の人員不足が危

惧され、外科医の育成や業務の軽減が早急に改善すべき課題となっている。

このため、今後は、放射線療法、化学療法、手術療法それぞれを専門的に行う医療従事者を更に養成するとともに、こうした医療従事者と協力してがん医療を支えることができるがん医療に関する基礎的な知識や技能を有した医療従事者を養成していく。

また、医療従事者が、安心かつ安全で質の高いがん医療を提供できるよう、各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を推進する。

(3) がんと診断された時からの緩和ケア※2の推進

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアが、がんと診断された時から提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施される必要があるが、緩和ケアはまだ十分にがん医療に浸透していないと考えられる。

このため、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームなどの機能強化等により、がんと診断された時から患者とその家族が、身体的苦痛のみならず、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケアの提供体制をより充実させ、緩和ケアへのアクセスを改善し、こうした苦痛を緩和する。

また、がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、在宅緩和ケアを含めた在宅医療・介護を提供していくための体制の充実を図る。

2 がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施

がん対策の推進に当たっては、行政や医療関係者はもとより、県民の理解と協力を得て、一体的な取組みを展開することが重要である。

そのためには、がん患者を含めた県民が、予防、罹患、進行、再発といった様々な段階において、がんを知り、がんと向き合い、がんに負ることなく立ち向かっていけるような環境を整える必要がある。

このため、がん患者を含めた県民が、がん対策の中心であるとの認識の下、これらの方々の視点を踏まえたがん対策を講じていく。

また、かつて、がんは「不治の病」と考えられがちであったが、現在では、医療の進歩により、治療を受けながら社会生活を継続したり、治療を終えて社会復帰をするケースが増加している。こうした状況が正しく認識され、がん患者の社会生活と治療の両立や社会復帰が円滑に行われるよう環境づくりを推進する。

3 予防から相談・医療まで総合的ながん対策の推進

がん対策は、発症予防、検診、治療のそれぞれの分野において適切な施策が必要であり、次の点に留意しつつ総合的ながん対策を推進する。

(1) 発症予防

がんに罹らないためには、生活習慣改善による一次予防の推進や感染症の予防などにより、発がんリスクを軽減することが重要であることから、県民一人ひとりが積極的に食生活・運動・たばこ対策等の生活習慣の改善に取り組める環境整備に取り組むとともに、感染に起因するがんへ

の対策を推進する。

(2) 検診による早期発見

がん検診は、がんを早期に発見・治療し、死亡率を低減させる上で重要な役割を果たすことから、県においても検診受診率50%を目指すが、更なる受診率向上のためには、職域検診や任意検診を含めた全てのがん検診について、正確な受診対象者の把握や受診率の分析を行い、効果的な受診促進策を検討する必要がある。

このため、がん検診の実態把握に努めるとともに、科学的根拠のあるがん検診の実施や精度管理の向上に取り組むほか、積極的に受診勧奨や普及啓発活動等を行う。

(3) がん登録の精度向上

がん登録はがんの罹患やがん患者の転帰、その他の状況を把握し、分析する仕組みであり、がんの現状を把握し、がん対策の基礎となるデータを得るとともに、がん患者に対して適切ながん医療を提供するために不可欠なものである。

このため、患者を含めた県民ががん登録情報をより有効に活用できるよう、実施医療機関の拡大と届出データの精度向上に取り組むなど、がん登録を着実に推進し、その精度向上を図る。

(4) 相談支援・情報提供

県民が、がんを身近な問題として捉え、自ら予防に取り組むとともに、患者となった場合にも、不安を和らげ、適切に対処できるようにするために、県民に対し、適切な相談支援・情報提供を行う必要がある。このため、行政や医療機関、関係団体等が連携して、県民の立場に立った相談支援・情報提供体制を整備する。

(5) 働く世代や小児へのがん対策の充実

本県では、毎年20歳から64歳までの約3,400人ががんに罹患し、約850人ががんで死亡しているほか、がんは30代後半より死亡原因の第1位を占めており、こうした働く世代ががんに罹患し社会から離れることによる影響は、本人のみならず家族や同僚といった周りの人にも及ぶため、働く世代へのがん対策を充実させ、がんをなるべく早期に発見するとともに、がん患者等が適切な医療や支援により社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けられるような社会づくりが求められている。

また、長期の療養や高度専門医療等に係る高額な医療費が、患者やその家族にとって大きな負担となるとともに、がん罹患後の復職や就労継続の困難さも指摘されている。

このため、働く世代のがん検診受診率を向上させるための対策や、年齢調整死亡率が上昇している乳がん・子宮頸がんといった女性のがんへの対策を推進するとともに、患者の経済的負担の軽減や、患者が働きながら療養できる環境の整備など、がんに罹患したことによる就労を含めた社会的な問題等への対応に努める。

さらに、小児についても、がんは病死原因の第1位であり、医療機関や療育・教育環境の整備、相談支援や情報提供の充実など、小児がん対策について充実を図る。

※1 がん医療の均てん化：全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差の是正を図ること。

※2 緩和ケア：がんに伴う体や心の問題を、単に病気に対する医療としてだけではなく、社会生活などまで含めて全体的に個々の患者を支えるという医療のあり方

第5 全体目標

がん患者を含めた県民が、様々ながんの病態に応じて、安心かつ納得できるがん医療や支援を受けられるようにすること等を目指して、「がんによる死亡者の減少」と「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」に「がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」を新たに加え、平成20年度から10年間の全体目標として設定する。

1 がんによる死亡者の減少

本県における平成23年のがんの年齢調整死亡率（75歳未満）は、男107.4、女57.7（人口10万対）であり、過去5年間で一定程度減少したものの、昨今は必ずしも減少しているとは言えない状況である。今後5年間で、がん医療の均てん化や集学的治療の推進、予防や早期発見の推進はもとより、新たに加えた分野別施策を含めてより一層がん対策を充実させ、がんによる死亡者を減少させる必要がある。

このため、平成20年度に掲げた10年間の目標である、がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少（男95.2、女52.0）を目指す。

2 すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上

がん患者の多くは、がん性疼痛や、治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛だけでなく、がんと診断された時から不安や抑うつ等の精神心理的苦痛を抱えている。また、その家族も、がん患者と同様に様々な苦痛を抱えている。

さらに、がん患者とその家族は、療養生活の中で、こうした苦痛に加えて、安心・納得できるがん医療や支援を受けられないなど、様々な困難に直面している。

がん医療に携わる者は、こうした人々の立場に立ち、その目線に沿って適切な助言や説明、医療の提供を心がけなければならない。

このため、がんと診断された時からの緩和ケアの実施はもとより、がん医療や支援の更なる充実等により、「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」を実現する。

3 がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現

がん対策推進条例では、「県民総ぐるみによるがん対策」を推進し、「がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていく地域社会を実現する」ことを基本理念として掲げている。

また、がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や仕事と治療の両立が難しいなど社会的苦痛も抱えている。

このため、これまで、がん対策を実効あるものとするため、がんの予防、早期発見、がん医療の均てん化等の分野別対策を総合的かつ計画的に推進してきたが、がん患者とその家族の精神心理的・社会的苦痛を和らげるため、新たに、がん患者とその家族を社会全体で支える取組を実施することにより、「がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」を実現する。

第6 分野別目標及び対策

1 がんの予防

第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」等に基づき、がん予防に関する正しい知識の普及や喫煙率の低減、栄養・食生活や運動等の生活習慣の改善を図るなど健康づくりに関する支援を行う。

目標

発がんリスクの低減を図るため、第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」等におけるたばこ対策の推進及びがんのリスク要因となる栄養・食生活、身体活動・運動等の生活習慣の改善、発がんに関連する感染症予防対策に取り組む。

○たばこ対策の推進

- ・成人の喫煙率の減少を目指し、現状の16.4%から平成35年度に8.2%とすることを目標とする。
- ・未成年者の喫煙をなくすことを目指す。
- ・受動喫煙のない環境の実現を目指し、不特定多数が利用する施設や職場での原則禁煙または効果的な分煙の徹底を推進する。受動喫煙を受ける者の割合を、平成35年度までに行政機関では現状の19%から0%に、医療機関では現状の1.7%から0%に、飲食店では現状の77.8%から29%に減少させることを目標とする。事業所においては、受動喫煙のない職場の実現を目標とする。

○生活習慣の改善

- ・栄養・食生活については、適切な量と質の食事をとる者の増加を目指す。
- ・身体活動・運動については、運動習慣の定着や日常における歩行数の増加を目指す。
- ・飲酒については、節度ある適度な量の飲酒習慣の実践を目指す。

○発がんに関連する感染症予防対策

- ・感染に起因するがんへの対策を推進することにより、がんを予防することを目指す。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定期 (平成19年度) | 現状 (平成24年度) | 計画終了時目標 (平成24年度末) |
|--------------|---|--|----------------------|
| ①たばこ対策の推進 | | | |
| 未成年の喫煙率 | 男子 13.2%、女子 7.7% (中学生・平成15年) | — | 0% |
| 成人の喫煙率 | 男性 37.7%、女性 4.2% (平成16年) | 男性 32.5%、女性 3.7% (平成22年) | 男性 20%以下 女性 2%以下 |
| 完全分煙の公共施設の割合 | 市町の施設 47.1% 事業所 64.8% 飲食店 5.7% (平成16年、17年) | 市町の施設 93.3% (平成23年) 事業所 85.6% 飲食店 8.7% (平成22年) | 100% |

| | | | |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|---------|
| 全市町での禁煙プログラムの提供 | 23市町中6市町 (平成17年) | 20市町中4市町 (平成23年) | 全(20)市町 |
| 喫煙の健康影響を認識している人の割合 | 胃潰瘍19.5%～肺がん93.8% (平成16年) | 胃潰瘍22.1%～肺がん89.0% (平成22年) | 100% |

②栄養・食生活の改善

| | | | |
|---------------------|--|--|---------------------------|
| 野菜の摂取量(1日あたり) | 成人 284g 児童・生徒(6～14才) 241g (平成16年) | 成人 281g 児童・生徒(7～14才) 245g (平成22年) | 成人 350g以上 児童・生徒 300g以上 |
| 脂肪エネルギー比率 | 成人 29.1% 児童・生徒(6～14才) 30.1% (平成16年) | 成人 24.1% 児童・生徒(7～14才) 29.4% (平成22年) | 成人 25%以下 児童・生徒 27%以下 |
| バランスのとれた食事をしている人の割合 | 成人男性 70.9% 成人女性 74.0% (平成16年) | 成人男性 62.1% 成人女性 66.5% (平成22年) | 80%以上 |

【これまでの取組み】

- たばこ対策については、市町職員、医療関係者等を対象とする禁煙をテーマとした指導者養成セミナーの開催や世界禁煙デー・禁煙週間における各種啓発活動の展開、民間禁煙推進団体との協働によるフォーラムや研修会の開催などの事業を通じて、禁煙、受動喫煙防止、未成年者への喫煙防止の推進に取り組んできた。
- 食生活の改善については、市町職員、医療関係者等を対象とする栄養・食生活(食育)をテーマとした指導者養成セミナーの開催により「食事バランスガイド」の普及等を図ると共に、食育推進モデル事業の実施等により、「愛媛県食育推進計画」を県民に周知し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活が実践できる県民の育成に取り組んできた。

【課題】

- たばこ対策については、成人の喫煙率は減少、完全分煙の公共施設の割合は増加と、改善傾向にあるが、目標達成までには至っていない。また、喫煙による健康影響があるという知識がある人の割合は、病種によって大きくばらつきがあるが、最も高い肺がんで約9割と、目標である100%には至っていないため、引き続き喫煙に関する正しい情報の提供に努める必要がある。
- 栄養・食生活については、成人の野菜摂取量やバランスの取れた食事をしている人の割合が減少し、悪化しており、より一層、食生活の改善活動に努める必要がある。

【今後の対策】

- 第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」、「第2次愛媛県食育推進計画」、「愛媛県歯科保健推進計画」並びに各市町の計画等に基づき、県、市町、医療機関、事業所、関係団体等が連携して、県民へのがんについての正しい知識の普及や生活習慣の改善を図るなど健康づくりに関する支援を行う。
- 肺がんをはじめ種々のがんの原因である喫煙については、重点的に対策に取り組むこととし、喫煙の危険性に関する正しい情報の提供や、喫煙の結果生ずる健康影響についての知識の啓発

を行う。

特に、未成年の喫煙防止については、小・中・高等学校など学校教育の場において、喫煙に関する教育を継続するとともに、家庭や地域を巻き込んだより包括的な教育を行う。

また、妊娠中の女性に対して、喫煙しないように、たばこの害について啓発を行う。また、妊娠中の女性に対しては、家庭を含めた受動喫煙のない環境整備に取り組む。

受動喫煙の害を排除・減少させるための環境づくりとして、身近な家庭を含め、不特定多数が利用する施設や職場での原則禁煙または効果的な分煙を徹底するよう進めていく。特に、医療機関の敷地内禁煙については、実施状況を把握し、医療機関の取組みを促進する。

○がん予防を積極的に推進するため、地域社会において健康づくりに取り組んでいる食生活改善推進員、がん対策推進員等のボランティア組織等の積極的な参加、協力を得て、栄養・食生活等の生活習慣改善に県民総ぐるみで取り組む。

○県は、市町と連携し、働き盛りの年代に対するがん予防対策を推進するため、事業所、関係団体等に働きかけ、検診受診率向上など職域でのがん予防対策の普及に努める。

○感染に起因するがんへの対策のうち子宮頸がん予防ワクチンについては、今後の国の検討結果を踏まえ、必要な対策を講じる。

2 がんの早期発見

がん検診及び精密検査の受診率の向上に向けて、効果的な普及啓発や事後指導の徹底、検診の実施方法の工夫など、受診促進策を講じる。

目標

- がん検診の受診率は、5年以内に50%（胃、肺、大腸がんは当面40%）達成を目指す。目標値については、中間評価を踏まえ必要な見直しを行う。ただし、受診率算定にあたっては、対象者を40歳から69歳（子宮がんは20歳から69歳）までとする。
- 要精査者の精密検査受診率は、100%を目指す。
- 地域におけるがん検診の受診率を向上し、早期発見を推進するため、がん対策推進員※1の養成に努め、推進員が継続して積極的に活動できるよう活動体制の充実を図る。
- すべての市町において国の指針に基づくがん検診を実施するとともに、適切な精度管理や事業評価を行う。
- 肝炎ウイルス検診未受診者への啓発を推進する。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定期 (平成19年度) | 現状 (平成24年度) | 計画終了時目標 (平成24年度末) |
|------------------------------|---|---|--|
| がん検診の受診率50%以上を目指す。 | 検診受診率 (平成17年度市町によるがん検診受診率) • 胃がん 14.0% • 肺がん 19.6% • 大腸がん 19.0% • 子宮がん 16.7% • 乳がん 20.2% | 検診受診率 (平成22年度市町によるがん検診受診率) • 胃がん 9.4% • 肺がん 11.5% • 大腸がん 12.9% • 子宮がん 18.7% • 乳がん 2.6%* <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">*マンモグラフィと視触診の併用による受診率。マンモグラフィのみを含めた受診率は25.4%</div> | 全てのがん検診において50%以上 |
| 要精査者の精密検査受診率100%を目指す。 | 精密検査未受診率 (平成17年度市町によるがん検診精密検査未受診率) • 胃がん 16.4% • 肺がん 12.8% • 大腸がん 25.5% • 子宮がん 17.7% • 乳がん 9.5% | 精密検査未受診率 (平成21年度市町によるがん検診精密検査未受診率) • 胃がん 13.4% • 肺がん 22.5% • 大腸がん 19.4% • 子宮がん 9.6% • 乳がん 4.8% | 全てのがん検診において精密検査受診率100% (精密検査未受診率0%) |
| 全市町で、精度管理・事業評価、指針に基づくがん検診を実施 | 県生活習慣病予防協議会で実施 | 全市町で、精度管理・事業評価、指針に基づくがん検診を実施 | 全市町で精度管理・事業評価、指針に基づくがん検診を実施 |

| | | | |
|-----------------|---------|----------------------------------|--------------|
| がん対策推進員の育成に努める。 | 推進員 0 人 | 推進員 8,795 人 (平成 24 年 12 月末現在) | 推進員 10,000 人 |
|-----------------|---------|----------------------------------|--------------|

【これまでの取組み】

- 県では、ピンクリボンえひめ協議会※2 や愛媛県がん検診受診率向上プロジェクト※3 などにより、県、市町、保健・医療関係団体、民間企業等が連携してがんに関する知識の普及啓発や受診率向上に取り組んでいる。また、市町の保健推進員※4 や食生活改善推進員※5 等の健康ボランティアを中心に、県や市町のがん対策推進に協力を得られる人たちをがん対策推進員として養成し、がんの予防知識等の普及啓発に取り組んでいる。
- 市町は、国の指針に基づくがん検診を実施している。また、特定健診と連携したがん検診の実施や受診勧奨、夜間や土日の検診実施など受診しやすい体制整備に努め、地域の実情に応じた効果的な受診方策を実施している。
- 市町が実施するがん検診については、愛媛県生活習慣病予防協議会※6 にて検診の精度管理、検診情報の分析評価、予防に関する検討を行うとともに、検診従事者の資質向上を図るための講習会等を開催している。

【課題】

- 本県における各種がん検診の受診率は、平成 22 年国民生活基礎調査によると 25~40% であり、目標としていた受診率 50% 以上には達していない状況である。また、胃がん、肺がん、大腸がんでは、女性の受診率が低い傾向にあるため、受診率の向上に向けて対策を講じる必要がある。
- 検診受診者のうち要精検者に対する事後指導が徹底していないため、検診での早期発見を早期治療につなぐことができないケースがある。今後は要精検者に対する事後指導を充実させ、検診の有効性を高める必要がある。
- 現在は、市町によるがん検診の実態と国民生活基礎調査等の抽出調査による受診率しか把握できていないが、多くの人が市町が実施するがん検診以外の検診を受診していると予測され、職域や任意検診（人間ドック等）を含めた全ての検診の実態把握と分析が必要である。

【今後の対策】

- 県、市町、医療機関及び検診機関は、受診率の抜本的な向上を図るために、県民のがん予防行動の必要性に対する理解を深めるとともに、がん検診についての普及啓発を図った上で総合的な対策を推進する。
- 県及び市町は、保健推進員や食生活改善推進員等の健康ボランティアを中心に、特に市町のがん対策推進に協力を得られる人たちをがん対策推進員として養成し、推進員が継続して活動できるよう活動体制の充実を図る。
- 県は、市町によるがん検診のほか、職域や人間ドック等での受診を含めたがん検診の受診実態把握調査を実施し、実質的な受診率の評価を行うとともに、継続的に実態把握する体制づくりを検討し、より効率的ながん検診の推進を図る。
- 平成 20 年度以降、特定健診の実施は医療保険者に義務づけられているが、市町においては、受診者の利便性に配慮し、特定健診と連動した受診勧奨や検診車の計画的な活用などを図るとと

もに、集団検診だけではなく個別検診方法を取り入れる等、地域の実情に応じた、より効果的ながん検診の受診促進方策を検討する。

○県は、要精検者に対する事後指導を徹底するための研修会やパンフレット作成等を行い、精密検査受診率の向上を図るとともに、市町は、要精検者に対し、検査結果の説明や精密検査受診の事後指導を徹底させ、検診が早期発見や早期治療につながるよう努める。また、精密検査実施機関は、精密検査結果報告書を必ず返送し、市町が実施するがん検診の精度管理に協力をする。

○愛媛県生活習慣病予防協議会では、市町が適切ながん検診の実施や精度管理ができるよう専門的な見地から指導に努める。

○子宮頸がんは、HPV（ヒトパピローマウィルス）感染が関係していることから、県、市町、医療機関及び検診機関は、特に若い世代への正しいがん情報の普及啓発に努めるとともに、受診率の向上を目指す。

○肝がんは、B型肝炎、C型肝炎のウイルス性肝炎が原因であることが多いため、平成24年7月に策定した愛媛県肝炎対策推進計画に基づき、肝炎の予防と早期発見に取り組む。県、市町、医療機関及び検診機関は肝炎に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、市町が実施する肝炎ウイルス検診についての受診啓発を積極的に推進する。

○口腔がんの大半は歯科医師により発見されていることから、平成24年3月に策定した愛媛県歯科保健推進計画に基づき、口腔がんの啓発や歯科健診等での早期発見に努めることとし、歯科医療と連携した早期診断を推進する。

※1 がん対策推進員：県民が生涯を通じてがん予防に取り組む機運を高め、がん検診受診率向上、がんによる死亡者の減少につなげることを目的として、県が開催する養成研修を終了した者をがん対策推進員に認定している。推進員の活動内容は、①がん予防のために推奨される生活習慣の実践に心掛けるとともに、がん予防知識の普及啓発を行うこと②活動を効果的に進めるため、相互に連絡し、協力すること③県及び市町が実施するがん対策事業に協力すること。

※2 ピンクリボンえひめ協議会：乳がんの早期発見・早期治療の啓発活動を行うため、平成20年7月に設立した団体。平成24年7月現在で、県、市町、保健・医療機関、民間企業等93団体が会員。

※3 愛媛県がん検診受診率向上プロジェクト：企業の拠点網を活用してがん検診の受診勧奨を行うため、平成22年10月に県と保険会社及び銀行の8企業が協定を締結した。

※4 保健推進員（市町によって名称は異なる）：地域の健康づくりボランティアとして、平成23年度は11市町で組織され、2,805名が基本健診やがん検診の受診の勧奨、健診当日の補助、健診後の健康相談・健康教育の協力等を行っている。

※5 食生活改善推進員：食生活を通じた健康づくりのボランティア活動を行っており、平成23年度は20市町で組織され、6,129名が地域住民に対する生涯を通じた食育の推進、健康づくりの担い手として活躍している。

※6 愛媛県生活習慣病予防協議会：国の指針に基づき設置する生活習慣病検診等の管理指導のための協議会。医師会、保健所、学識経験者等の委員で構成し、消化器がん、子宮がん、肺がん、乳がん、前立腺がん、肝がん、がん登録の7つの専門部会を設置している。

3 がんに関する相談支援及び情報提供

がん患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい情報提供及び相談支援体制を実現する。

目標

- がん患者やその家族は、身体面、精神面、生活面で、様々な不安や心配を抱えており、その負担の軽減に資するため、行政や保健医療機関、がん体験者等が、それぞれの特性を活かした役割分担と連携により、患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、がんの治療や副作用・合併症に関する情報も含めて必要とする最新の情報を正しく提供し、きめ細やかに対応することで、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制の充実強化に努める。
- がん患者及びその家族等の経験を生かした支援活動等を推進し、がん患者等の負担軽減を図る。
- がんに関する一般的な相談は、保健所や市町、健診団体等で対応するとともに、医療に関する相談は、がん診療連携拠点病院の相談支援センターやがん診療連携推進病院の相談支援窓口を中心に機能強化に努めるほか、精神面や生活面の相談は、患者団体と連携して、がん経験者によるピアサポート※1体制の整備に取り組むなど、がん患者を含めた県民の視点に立った相談支援体制を構築する。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定期 (平成 19 年度) | 現 状 (平成 24 年度) | 計画終了時目標 (平成 24 年度末) |
|---|--|--------------------|------------------------|
| がんに関する一般相談は、保健所、市町、患者団体等が、医療に関する相談は、がん診療連携拠点病院の相談支援センターが中心となって、連携して相談に対応できる体制を整備する。 | 7 病院中 4 病院 (がん患者団体との連携協力体制を整備している拠点病院数) | 7 病院中 7 病院 (達成) | 全拠点病院で実施 |
| すべての相談支援センターに、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置する。 | 7 病院中 2 病院 (がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を設置している拠点病院の相談支援センター数) | 7 病院中 7 病院 (達成) | 全拠点病院で配置 |

【これまでの取組み】

- がんに関する予防のための生活習慣の改善やがん検診の勧奨など、一般的な情報提供や相談は、保健所、市町保健センター、健診団体等で実施している。
- 患者とその家族のがんに対する不安や疑問に対応する相談支援センターが、県内のすべてのがん診療連携拠点病院に設置され、がん対策情報センター※2による研修を修了した専門相談員の配置など機能強化が図られてきた。また、県内のすべてのがん診療連携推進病院に相談支援

機能を有する窓口が設置され、がんに関する相談に対応する者が配置されている。

○さらに、患者やその家族からは、専門家による相談支援に加え、患者の視点や経験を活かした情報提供や、心の悩みや体験を語り合う交流の場が必要との要望があり、県では、これまで、患者や家族同士で支え合うピアサポート体制の整備にも取り組んできた。

・すべてのがん診療連携拠点病院において、また、がん診療連携推進病院では6病院中2病院において、患者や医師、ボランティア等が交流し合う院内患者サロンが開設され、これまで延べ139回（21年度22回、22年度26回、23年度68回、24年度23回）開催されている。

また、県は、患者団体と連携して、拠点病院内の患者サロン等に対し、これまで延べ81回（22年度27回、23年度36回、24年度18回）ピアサポートを派遣した（平成24年7月3日現在）。

・県は、患者団体と連携して、ピアサポートの人材育成に取り組んでいる。具体的には、自らのがん体験を生かして、がん患者、家族の力になりたいと考えている患者とその家族等を対象に、相談ノウハウを修得するための研修会を開催しており（21年度5回（146名参加）、22年度2回（33名参加）、23年度6回（29名参加））、これまでに208名のピアサポートが研修を修了し、拠点病院等で定期的な院内ピアサポート活動にあたっている。

【課題】

○医療技術の進歩や情報端末の多様化に伴い多くの情報があふれる中、患者やその家族が医療機関や治療の選択に迷う場面が多くなっている。

○がん診療連携拠点病院の入院患者を対象に実施した、がん患者満足度調査（平成22年度）では、相談支援センターの利用が低調であったほか、患者団体からは、病院外の身近な場所で気軽に相談できる窓口整備が求められている。

○また、患者とその家族のニーズが多様化している中、相談支援センターの実績や体制に差がみられ、こうした差が相談支援や情報提供の質にも影響していることが懸念されているほか、相談に対応可能な人員が限られる中、最新の情報を正確に提供し、精神心理的にも患者とその家族を支えることのできる体制の構築などの課題が指摘されている。

今後の対策

○がん患者や家族が、がんの療養生活等で生じる不安を身近な場所で気軽に相談し、様々な分野の情報をワンストップで入手できる場として、患者団体が運営する「がんと向き合う人のための町なかサロン」が交通の便のよい中心市街地に開設されているが、今後は、ピアサポートに主体的に取り組んできた患者団体のノウハウの活用に加え、拠点病院の相談支援センターと連携して、医療や介護、心理面の悩みなど様々な分野の相談に対応できる多様な専門職の協力が得られる体制を整備し、患者とその家族の一層の負担軽減に努める。

○愛媛県がん相談支援推進協議会が中心となって、療養生活での不安や悩みへの対応やがん医療のこと等、がん患者・家族の方に活用していただきたい情報を、患者・家族の視点で取りまとめた冊子などの患者支援ツールを作成するとともに、それら支援ツールの活用を通して、がんに関する信頼できる情報の普及に取り組みます。

○がん診療連携協議会※3の相談支援分科会（緩和ケア、相談支援のあり方に関する委員会）において、がん対策情報センターが提唱する地域の療養情報の愛媛県版を作成する。

- がん体験を生かしたピアサポート活動など、がん患者や県民が中心となった新たな取組みが芽生えつつあり、県は、こうした取組みがしっかりと根付き、本県のがん対策推進の一翼を担っていただけるよう、積極的に支援する。
- 愛媛県がん相談支援推進協議会が中心となって、総合的な相談支援体制のあり方等について検討を進め、愛媛県議会がん対策推進議員連盟が提案する、全市町へのがんサロン設置との関係にも十分留意しながら、県民本位の相談支援体制の整備に努める。
- 県及び医療機関は、医療機能情報提供制度※4において、がんに関する事項を含め、医療機能情報をわかりやすく提供していく。
- 四国がんセンターは、「がん患者・家族総合支援センター」を整備し、がん患者とその家族に対する相談機能の充実や、入院から在宅に移行した後の療養生活の受け皿となる地域の医療機関に対する支援機能の強化を図るなど、がん対策に携わる関係者への総合的な支援体制を構築し、本県のがん対策の中核的機能を担う。
- 行政・拠点病院等の各レベルでどのような情報提供と相談支援をすることが適切か明確にし、医療機関、患者団体、企業等の力も導入したより効率的・効果的な体制構築を進める。
- 行政とがん診療連携拠点病院、医療機関等が連携し、相談支援センターの機能強化を図る。
- がん診療連携拠点病院は、相談支援センターの人員確保、院内・院外の広報、相談支援センター間の情報共有や協力体制の構築、相談者からフィードバックを得るなどの取組を実施するよう努め、県はこうした取組を支援する。
- がん診療連携拠点病院は、相談支援センターと院内診療科との連携を図り、特に精神心理的苦痛を持つ患者とその家族に対して専門家による診療を適切な時期に提供するよう努める。
- がん診療連携拠点病院は、相談支援センターにがん対策情報センター等による研修を修了した専任者を複数人配置するとともに、院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備する。
また、その際には、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組む。
- がん診療連携推進病院は、院内に相談支援機能を有する窓口を設置し、相談員を配置するとともに、拠点病院と連携して、患者、その家族及び地域の医療機関等からの相談等に対応する体制を整備する。
- がん患者の不安や悩みを軽減するためには、がんを経験した者もがん患者に対する相談支援に参加することが必要であることから、行政等は、ピアサポートを推進するための研修を実施するなど、がん患者・経験者との協働を進め、ピアサポートをさらに充実するよう努める。

院内におけるピアサポート

※1ピアサポート：同じような立場の人によるサポート。ピアサポートは、同じ立場での支援者。がんピアサポートは、がん体験者や家族が、がんの正しい知識と対話スキルを身に付け、自身の体験を生かし、患者や家族のこころのサポートをする活動。

※2がん対策情報センター：国立がん研究センターに設置され、我が国のがん情報提供ネットワークの中核的役割を担う。がん医療情報提供機能、がんサーベイランス機能、多施設共同臨床研究支援機能、がん診療支援機能、がん研究企画支援機能、情報システム管理機能等を行う。

※3がん診療連携協議会：都道府県がん診療連携拠点病院に設置され、がん医療に関する情報交換、都道府県内の院内がん登録データの分析・評価、都道府県レベルの研修計画の調整、地域連携クリティカルパスの整備等を行う。本県では、県がん診療連携拠点病院である四国がんセンターが主宰している。

※4医療機能情報提供制度：医療を受ける者が病院等を適切に選択できるよう、医療法に基づき、医療機関が、その提供する医療について情報提供等を行う制度。これらの情報は、医療機関から都道府県に報告され、都道府県はインターネット等で公表する。

4 緩和ケア及び在宅医療の推進

(1) 緩和ケア

患者とその家族などが、がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを受け、こうした苦痛が緩和されるよう、がん診療に携わる医療従事者の緩和ケアに関する知識と技術の習得や、専門的な緩和ケアの提供体制の整備などを図る。

目標

- 患者とその家族が抱える様々な苦痛に対する全人的なケアを診断時から提供し、確実に緩和ケアを受けられるよう、がん診療に携わるすべての医療従事者が、基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。特にがん診療連携拠点病院等では、自施設のがん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。
- がん診療連携拠点病院等を中心に、専門的な緩和ケアを迅速に提供できる診療体制を整備する。
- 入院、通院治療を通じて、専門医や専門看護師等がチームとなって、患者や家族のサポートを行えるよう、緩和ケアチーム※1や緩和ケア外来※2の緩和ケア提供体制の整備と質の向上を図る。
- がん患者とその家族が、質の高い療養生活を送ることができるよう、心のケアを含めた全的な緩和ケアを、診断、治療、在宅など様々な場面で切れ目なく実施し、患者が希望する療養の場所や看取りの場の確保を図る。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定時 (平成 19 年度) | 現 状 (平成 24 年度) | 計画終了時目標 (平成 24 年度末) |
|---|---|--------------------------|------------------------|
| がん診療連携拠点病院の緩和ケアチームの機能を強化する。 | 7 病院中 4 病院 (緩和ケアチームに身体及び精神の緩和に携わる専門医師を配置している拠点病院数) | 7 病院中 7 病院 (達成) | 全拠点病院で配置 |
| がん診療に携わるすべての医師が、研修等により緩和ケアについての基本的な知識を習得する。 | 0 人 (緩和ケアの基本的な知識を習得している医師数(緩和ケア研修会受講者数)) | 557 人 (平成 24 年 7 月現在) | がんに携わるすべての医師 |

【これまでの取組み】

- 県内のすべてのがん診療連携拠点病院に緩和ケアチームが設置されているとともに、すべてのチームに身体及び精神の緩和に携わる医師が配置されている。また、本県では、拠点病院に準ずるがん診療体制を有する病院を、県独自の制度によりがん診療連携推進病院として指定して

いるが、すべての推進病院に緩和ケアチームが設置されている。

○すべての拠点病院と、推進病院では6病院中1病院において、緩和ケア外来が設置されるなど、外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制の整備が進められている。

○本県における緩和ケア研修会を修了した医師数は、557名である（平成24年7月1日現在）。

○本県が四国がんセンターへの委託により実施した緩和ケアフォローアップ研修会を修了した医師数は、55名である（平成24年7月1日現在）。

○本県における緩和ケア研修会を修了した看護師、薬剤師などのコメディカル数は、272名である（平成24年7月1日現在）。

○緩和ケア病棟を有する県内の病院は、宇摩圏域の1施設・17床（平成25年4月運用開始予定）、新居浜・西条圏域の1施設・15床、今治圏域の1施設・20床（平成25年4月運用開始予定）及び松山圏域の2施設・63床である。

○本県における精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会等主催）を修了した医師数は、10名である（平成24年7月1日現在）。

○本県における医療用麻薬の消費量は、モルヒネ換算したモルヒネ、オキシコドン及びフェンタニルの合計で、34.291g/千人（平成22年）となっており、全国順位は41位である。

【課題】

○厚生労働省が実施した「終末期医療に関する調査」では、最期の看取りの場として、国民の47%が「緩和ケア病棟」を、32%が「今まで通った病院」を希望している。

○これまで重点課題として取り組まれてきた緩和ケアについては、精神心理的な痛みなど、患者とその家族が抱える様々な苦痛に対して、迅速かつ適切な緩和ケアががん診療の中でも十分に提供されていないとの指摘がある。

今後の対策

○県が四国がんセンターへの委託により設置した緩和ケア推進センターを核として、これまで取り組んできた緩和ケア研修会の質の維持向上を図るため、患者の視点を取り入れつつ、研修内容の更なる充実を図るとともに、必要に応じて緩和ケアに関する診療支援を実施する。

○病院での治療を終え、自宅での療養を希望するがん患者のニーズに対応するため、がん診療連携拠点病院等をはじめとする入院医療機関と在宅緩和ケアに携わる地域の病院・診療所、訪問看護ステーション等が連携して、在宅での療養生活のサポートを行なう地域連携体制の構築を図るとともに、病状が急変した場合や医療ニーズの高い患者の受け皿として、緩和ケア病棟が未整備の医療圏を中心に病棟整備を促進する。

○患者とその家族が抱える様々な苦痛に対する全人的なケアを診断時から提供し、確実に緩和ケアを受けられるよう、医療機関は、患者とその家族が抱える苦痛を適切に汲み上げ、がん性疼痛をはじめとする様々な苦痛のスクリーニングを診断時から行なうなど、がん診療に緩和ケアを組み入れた診療体制を整備する。また、患者とその家族等の心情に対して十分に配慮した、診断結果や病状の適切な伝え方についても検討を行う。

○がん診療連携拠点病院等が中心となって、医師をはじめとする医療従事者の連携を図り、緩和ケアチームなどが提供する専門的な緩和ケアへの患者とその家族のアクセスを改善するとと

にも、個人・集団カウンセリングなど、患者とその家族や遺族などがいつでも適切に緩和ケアに関する相談や支援を受けられる体制を強化する。

そのために、がん診療連携拠点病院等に「緩和ケアセンター」の整備を促進する。

- 専門的な緩和ケアの質の向上のため、がん診療連携拠点病院等が中心となって、サイコオンコロジスト※3（精神腫瘍医）をはじめ、がん看護の専門看護師・認定看護師、社会福祉士、臨床心理士等の適正配置を図り、緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上を図る。
- がん性疼痛で苦しむ患者をなくすため、行政と関係者等が一体となって、がん性疼痛の緩和に有効な医療用麻薬等の適正な使用と普及を図る。
- 精神心理的・社会的苦痛にも対応できるよう、がん診療連携拠点病院や医師会、薬剤師会、看護協会等は、医師だけでなく、がん診療に携わる医療従事者に対する人材育成を進め、基本的な緩和ケア研修を実施する体制を構築する。
- がん診療連携拠点病院は、精神心理的苦痛に対するケアを推進するため、サイコオンコロジスト（精神腫瘍医）や臨床心理士等の心のケアを専門的に行う医療従事者の育成に取り組む。
- 医療機関は、患者の気持ちに配慮した病名告知、病状説明ができるよう、人材の育成に努める。
- 医療従事者に対するがんと診断された時からの緩和ケア教育のみならず、大学等の教育機関では、実習などを組み込んだ緩和ケアの実践的な教育プログラムを策定する他、医師の卒前教育を担う教育指導者を育成するよう努める。
- 県及びがん診療連携拠点病院等は、緩和ケアの意義やがんと診断された時からの緩和ケアが必要であることを県民や医療・福祉従事者などの対象者に応じて効果的に普及啓発する。

※1緩和ケアチーム：医師、看護師、医療心理に携わる者等で構成するチーム。緩和ケアチームは、一般病棟においてチーム医療の一部として緩和医療を提供するとともに、対象患者が退院した後も必要に応じて外来等において緩和医療を継続して提供する。

※2 緩和ケア外来：通院中の患者に対して、院内の緩和ケアチームが行う外来。入院中に緩和ケアチームの診療を受けていた患者も、退院後引き続き緩和ケア外来で診療を行う。

※3サイコオンコロジスト：精神腫瘍医。がん患者やその家族などの精神的な問題解決を目的とする精神腫瘍学を専門的に行う医師。

(2) 在宅医療

がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、在宅医療関係機関の拡充と、在宅療養に必要な関係機関の連携体制の整備を図る。

目標

- がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域で、安心して自分らしい療養や生活を選択できる患者数を増加させる。
- 在宅緩和ケアを提供する医療機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅緩和ケアの支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。
- 多様なニーズを持つ在宅療養中の患者に対して、質の高い在宅緩和ケアを提供できる人材を育成するための研修を行う。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定時 (平成19年度) | 現状 (平成24年度) | 計画終了時目標 (平成24年度末) |
|---|-----------------------|----------------------|----------------------|
| がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数の増加を目標とする。 | 161か所 (在宅療養支援診療所数) | 210か所 (平成24年7月現在) | 増加 |

【これまでの取組み】

- 本県における24時間対応可能な訪問看護事業所は、84か所（平成24年7月1日現在）である。
- 県が四国がんセンターへの委託により実施した在宅緩和ケア向上研修会を修了した医師、看護師、ケアマネージャーなどの医療福祉従事者数は、625名である（平成24年7月1日現在）。
- がん診療連携拠点病院における専門的治療が終了し、状態が安定したがん患者が、退院後、住み慣れた自宅や地域に戻って、がんの痛みや苦痛症状を緩和しながら自分らしい療養生活を継続できるモデル事業を、今治地区と大洲地区で実施するなど、在宅緩和ケアの提供体制の整備が進められている。

【課題】

- がん患者の在宅での死亡割合は、9.7%（平成22年）である（全国7.8%）が、過去5年間大きな変化が見られていない。（参考）在宅での死亡率（全死因） 愛媛県13.2%、全国12.6%
- 本県における在宅療養支援診療所※1は、210か所である（平成24年7月1日現在）が、在宅での看取りなど、その活動実績には格差が見られる。
- 県が、患者団体に委託して実施した患者満足度調査では、32%の患者が自宅療養を望んでいるなど、在宅医療・介護サービスについては、がん患者の間でもそのニーズが高まっている。特に東予・南予地域は、在宅医療の受け皿となる医療資源が逼迫しており、限られた医療資源を有効活用しながら、安心して在宅医療を選択できる体制を整備していくことが急務である。

○厚生労働省が実施した「終末期医療に関する調査」では、自分が痛みを伴う末期状態の患者となつた場合に、終末期における療養の場所として、国民の63%が「自宅で療養したい」と回答しているが、一方、在宅緩和ケアの推進に必要とされる医師やコメディカルなど多職種の連携、地域資源の活用などのノウハウは必ずしも普及していない。

今後の対策

- 東予・南予地域を中心として、在宅患者の療養生活を支える人材育成や地域の医療福祉機関の連携強化に取り組む「在宅緩和ケア推進モデル事業」を引き続き実施する。具体的には、今治地区と大洲地区において、連携拠点となる医療機関に看護師等が務めるコーディネーターを配置し、複数のかかりつけ医、訪問看護ステーション※2、後方支援病院などの参加・協力を得て、在宅医療提供機関のネットワーク化と情報共有体制の整備を図り、拠点病院等から退院し在宅療養となつたがん患者を地域全体で支える仕組みづくりを推進する。また、これら地域特性を活かしたモデル事業の成果を、広く関係者に情報提供し、在宅緩和ケアの取組みの全県的な向上を図る。
- 四国がんセンター内に設置された、緩和ケア推進センター、地域医療連携研修センター、患者・家族総合支援センターを核として、在宅緩和ケアの連携を支える人材の養成、在宅緩和ケアに携わる医療従事者への支援等を実施する。
- 県は、四国がんセンターへの委託により専従のコーディネーターを配置し、がん診療連携拠点病院と地域の医療機関が連携して治療にあたる地域連携クリティカルパスの普及や退院後のケアを提供する機関についての調整・支援など、在宅医療を支える体制の構築を図る。
- がん患者が入院から在宅療養へと円滑に移行できるよう、愛媛県在宅緩和ケア推進協議会を設置して、医療・介護の連携による在宅緩和ケアの提供体制構築に向けて検討を進める。
- がん治療を継続する患者の退院時の調整を円滑に行うため、がん診療連携拠点病院等が中心となって、情報提供、相談支援、服薬管理、在宅療養支援診療所と訪問看護ステーション・薬局との連携など、在宅療養の支援に必要な体制を整備していく。
- がん診療連携拠点病院等は、地域連携クリティカルパス※3の活用や在宅医療のモデルの紹介等により、各地域の特性を踏まえ、患者とその家族が希望する療養場所を選択でき、切れ目なく質の高い緩和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを受けられる体制を実現するよう努める。
- がん診療連携拠点病院等は、在宅緩和ケアを提供できる医療機関などとも連携して、医療福祉従事者の在宅医療・介護に対する理解を一層深めるとともに、がん患者への医療・介護サービスについて、よりきめ細かな知識と技術を習得させるための研修などを実施する。
- がん患者が、在宅で十分なケアと質の高い医療を受けることができるよう、保健所あるいは市町が調整役となって、病診連携をはじめ地域の薬局の参画、訪問看護サービスの充実、県民への意識の啓発を行い、地域で支えるネットワークを構築する。
- 在宅療養支援診療所の機能強化及び診療所の数の増加、質の向上を図る。
- 訪問看護に従事する看護師の確保を推進するとともに、在宅で療養するがん患者の疼痛緩和及び看取りまでを含めた訪問看護の24時間連絡体制の整備や事業所の充実等を一層推進する。
- 医薬品等の供給拠点となる薬局の機能強化等により、在宅医療に必要な医薬品等の供給体制の一層の充実を図っていく。また、在宅医療に必要な医療機器の供給体制の整備を図っていく。

- がん性疼痛管理や医療用麻薬に詳しい専門職等の育成や確保を図るため、がん診療連携拠点病院、医師会、薬剤師会、看護協会等が連携して、在宅緩和ケアの関係者（医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護関係者等）に対する専門的な研修を実施する。
- 在宅がん患者の口腔ケアなどのため、歯科診療所との連携体制を整備する。
- 県、市町、がん診療連携拠点病院及び患者団体などは、さまざまな不安や負担を抱える家族のために、介護保険制度※4をはじめ社会保障制度や介護技術などの情報提供や、相談支援を行う。
- 市町等は、急速な病状の変化に対応し、早期に医療・介護サービスが提供されるよう、各制度の適切な運用に努める。

※1在宅療養支援診療所：地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に、主たる責任を有する診療所。患者の求めに応じて、24時間往診や訪問看護が可能な体制を確保し、往診担当医との氏名、担当日等を文書により患者に提供すること等の施設基準に適合し、厚生労働省に届出たものをいう。

※2訪問看護ステーション：訪問看護（通院が困難な患者に対し、医師の指示に基づき、看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。）の拠点

※3地域連携クリティカルパス：急性期から慢性期に至る地域における医療機関連携や、保健・福祉サービスとの連動を記載した診療計画書

※4がんによる介護保険制度の利用：がん末期のため、市町から介護又は支援が必要と認定された場合は、65歳未満であっても（ただし40歳以上）、介護サービスを受けることができる。要介護・要支援認定の申請は、本人又は家族等が各市町の介護保険担当窓口で行う。利用者負担は、原則として費用の1割である。例えば、要介護と認定された場合は、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、療養通所介護、短期入所等のサービスがある。要介護認定の効力は申請日に遡って生じることから、申請日から認定日までの間でも、介護保険のサービスが1割の利用者負担を受けられる。なお、申請前であっても、緊急等止むを得ない事情がある場合には、介護保険のサービスが受けられるが、申請日までの間は料金はいったん全額を自費で支払い、認定結果が出た後に、領収書を市区町村に提出することで、保険給付分が払い戻される。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、その費用については全額自己負担となる。

5 医療機関の機能強化と医療連携体制の整備

(1) 医療機関の機能強化

がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく質の高いがん医療を受けられるよう、がん診療連携拠点病院等の機能を更に充実させるとともに、放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進を図る。

目 標

- すべての県民が適切ながん医療を受けられるよう、がん医療体制の中心となる、がん診療連携拠点病院を整備する。
- がん診療連携拠点病院の機能を補完し、県全域でがん診療の中核的な役割を担う医療機関の裾野を拡大するとともに、地域での診療連携を強化するため、がん診療連携推進病院を整備する。
- 患者とその家族が納得して治療を受けられる環境を整備し、すべてのがん診療連携拠点病院にチーム医療の体制を整備する。
- 手術療法、放射線療法、化学療法の更なる質の向上を図るとともに、地域での各種がん治療に関する医療連携を推進することにより、安心かつ安全な質の高いがん医療を提供する。
- 国において、がん診療連携拠点病院などで、病理診断の現状を調査し、がん診療の病理診断体制のあり方などについて検討が進められることとなっており、その動向を注視するとともに、関係者等が一体となって、検討結果に基づいた取組を実施する。
- がん診療連携拠点病院などで、がんのリハビリテーションに関わる医療従事者に対して質の高い研修を実施し、その育成に取り組む。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定期 (平成 19 年度) | 現 状 (平成 24 年度) | 計画終了時目標 (平成 24 年度末) |
|---|---|--------------------|------------------------|
| すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を推進する。 | 7 病院中 6 病院 (放射線療法及び化学療法を実施している拠点病院数) | 7 病院中 7 病院 (達成) | 全拠点病院で配置 |
| 県がん診療連携拠点病院（四国がんセンター）及び特定機能病院（愛媛大学医学部附属病院）に、放射線療法部門及び化学療法部門を設置する。 | 2 病院中 2 病院 (放射線療法及び化学療法専門分野を設置している県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院) | 2 病院中 2 病院 (達成) | 該当病院で設置 |

【これまでの取組み】

- がん診療連携拠点病院（p 16参照）は、地域の専門的ながん医療の確保に、中核的な役割を果たすものであることから、本県においては、7つの拠点病院を東・中・南予に配置し、県下全

域をカバーする体制を整備することとしている。

○がん診療連携拠点病院は指定基準が強化され追加指定が困難となっているが、その空白圏域の診療体制を強化するため、県独自に、がん診療連携推進病院（p16参照）制度を創設し、拠点病院に準ずる診療機能を有する6病院を認定している。

○がん診療連携拠点病院、がん診療連携推進病院などを中心に、5大がん（肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん）その他各医療機関が専門とするがんについて、手術療法、放射線療法、化学療法などを効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケアの提供とともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等がん患者の病態に応じた適切な治療の普及に努めたほか、院内のクリティカルパス※1を策定し、キャンサーボード※2などを整備してきた。

○がん診療連携拠点病院、がん診療連携推進病院などを中心に、特に放射線療法と化学療法の推進を図ってきた。

・放射線療法については、全拠点病院において、専任の専門的な知識及び技能を有する医師と専従の放射線治療に携わる診療放射線技師が配置されるとともに、専任の放射線治療に関する機器の精度管理等に携わる者が配置されているほか、放射線治療機器※3が設置されている。

また、推進病院では、6病院中4病院において、専門的な知識及び技能を有する医師と専任の放射線治療に携わる診療放射線技師が配置されるとともに、放射線治療機器が設置されているほか、残り2病院では、他の医療機関との連携により、対応できる体制を有している。

・化学療法については、全拠点病院において、専任の専門的な知識及び技能を有する医師と専任の専門的な知識及び技能を有する薬剤師が配置されるとともに、外来化学療法室に専任の専門的な知識及び技能を有する看護師が配置されているほか、外来化学療法室が設置されている。また、すべての推進病院において、専門的な知識及び技能を有する医師が配置されている。

○県がん診療連携拠点病院（四国がんセンター）及び特定機能病院※4（愛媛大学医学部附属病院）においては、組織上明確に位置付けられた放射線療法部門及び化学療法部門が設置されているほか、当該部門の長として、専任の専門的な知識及び技能を有する医師が配置されている。

○本県においては、すべての拠点病院と推進病院において、専門医が主治医からの情報等をもとに、診断内容や治療法等に関して助言を行うセカンドオピニオン外来が設置されている。

【課題】

○これまで医療体制の量的な整備が進められてきた一方、患者が自分の病状や検査・治療内容、それに伴う副作用・合併症などについて適切な説明を受け、十分に理解した上で自身の判断で治療方針などに対して拒否や合意を選択するインフォームド・コンセントが十分に行われていない、あるいは、患者やその家族が治療法を選択する上で第三者である医師に専門的見解を求めることができるセカンドオピニオンが十分に活用されていないなど、患者やその家族の視点に立った医療体制の質的な整備が依然として十分でないと指摘されている。

○また、近年、医療の高度化や複雑化とニーズの多様化に伴い、放射線療法や化学療法の専門医の不足とともに外科医の不足が指摘されている。こうした医師等への負担を軽減し診療の質を向上させるため、また、治療による身体的、精神心理的負担を抱える患者とその家族に対して質の高い医療を提供しきめ細やかに支援するため、多職種で医療にあたるチーム医療が強く求められるようになっている。

○がん患者の口腔ケアが、術後の経口摂取までの期間短縮、誤嚥性肺炎等合併症の発症率低下、化学療法や放射線療法による口腔関連合併症や感染症の予防と軽減、さらには入院日数の短縮

等に貢献するという多くの報告がなされており、口腔ケアや歯科治療を、がん治療の経過や予後に大きく関わる重要な支援治療として位置付ける必要がある。

- 病理診断医については、これまで、すべての拠点病院において、病理診断に携わる医師が配置されるなど、病理・細胞診断の提供体制の整備を行ってきたが、依然として病理診断医の不足が深刻な状況にある。
- リハビリテーションについては、治療の影響から患者の嚥下や呼吸運動などの日常生活動作に障害が生じることがあり、また、がん患者の病状の進行に伴い、次第に日常生活動作に障害を来し、著しく生活の質が悪化することがしばしば見られることから、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されている。

今後の対策

(チーム医療とがん医療全般に関するこ)

- 県は、各二次医療圏において、高度な診療体制と患者・家族への専門的な相談支援機能を持つがん診療連携拠点病院の整備を進めるとともに、これら拠点病院が実施する、医療従事者の育成やがん登録、患者への相談支援などの取組みに対して、可能な限りの支援を行う。
- 県は、がん診療連携拠点病院に準ずるがん診療体制を有する病院を、県独自の制度により、がん診療連携推進病院として指定し、がん医療提供体制及び診療連携の充実を図る。
- 県は、四国がんセンターと連携して、がん診療連携拠点病院又は準ずる病院と地域のかかりつけ医や看護・介護事業所等との連携協力体制を構築し、入院から在宅に至る切れ目のない医療提供体制の充実を図ることにより、県全体のがん医療の水準の向上に努める。
- がん診療連携拠点病院等を中心に、医師による十分な説明と患者やその家族の理解の下、インフォームド・コンセントが行われる体制を整備し、患者の治療法等を選択する権利や受療の自由意思を最大限に尊重するがん医療を目指すとともに、治療中でも、冊子や視覚教材などの分かりやすい教材を活用し、患者が自主的に治療内容などを確認できる環境を整備する。
- 患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師に意見を求めることができるセカンドオピニオンをいつでも適切に受けられ、患者自らが治療法を選択できる体制を整備するとともに、セカンドオピニオンの活用を促進するための患者やその家族への普及啓発を推進する。
- より正確で質の高い画像診断や病理診断とともに治療方針を検討できるよう、放射線診断医や病理診断医等が参加するキャンサーボードを開催するなど、がんに対する的確な診断と治療を行う診療体制を整備する。
- 患者とその家族の抱える様々な負担や苦痛に対応し、安心かつ安全で質の高いがん医療を提供できるよう、手術療法、放射線療法、化学療法の各種医療チームを設置するなどの体制を整備することにより、各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を推進する。
- 各種がん治療の副作用・合併症の予防や軽減など、患者の更なる生活の質の向上を目指し、医科歯科連携による口腔ケアの推進をはじめ、食事療法などによる栄養管理やリハビリテーションの推進など、職種間連携を推進する。
- 日本歯科医師会と国立がん研究センターは医療連携を結び、平成22年から、がんに関する所定

の講習を受けた地域の歯科医が、がん専門病院からの紹介で受診したがん患者の口腔ケアや歯科治療に当たる「がん患者のための医科歯科連携事業」に取り組んでいる。この事業の全国展開に伴い、その一環として、平成24年度より、愛媛県歯科医師会と四国がんセンターが連携して、がん患者を対象とした医科歯科連携事業に着手し、歯科医師会会員向けの講習会開催や登録歯科医療機関数の増加に取り組んでいるところであり、今後、同事業の本格運用を通じて、がん医療に関わる医科歯科連携を全県レベルに普及拡大させ、がん治療の成績向上とがん患者が安心して歯科治療を受けることができる診療体制の確立を図る。

- 患者とその家族に最も近い職種として医療現場での生活支援にも関わる看護領域については、外来や病棟などでのがん看護体制の更なる強化を図る。
- 県は、県内の実情に応じたがん看護に関する臨床実務研修を実施し、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成により、がん患者に対する看護ケアの充実を図る。
- 患者の安全を守るために、様々な医療安全管理の取組が進められてきたところであるが、診療行為には一定の危険性が伴うことを踏まえ、医療従事者等が協力して、がん医療の質と安全の確保のための取組を一層推進する。
- 腫瘍センターなどのがん診療部を設置するなど、各診療科の横のつながりを重視した診療体制の構築に努めるとともに、地域の医療機関の連携と役割分担を図り、特に高度な技術と設備等を必要とする医療については地域性に配慮した計画的な集約化を図る。

(放射線療法の推進)

- 放射線療法の質を確保し地域格差の是正を図るとともに、人員不足を解消する取組を推進する。
- 医療安全を担保した上で、情報技術を活用し、地域の医療機関との間で放射線療法に関する連携と役割分担を図る。
- 放射線治療機器の品質管理や質の高い安全な放射線療法を提供するため、放射線治療の専門医、専門看護師・認定看護師、放射線治療専門放射線技師、医学物理士※5など専門性の高い人材を適正に配置するとともに、多職種で構成された放射線治療チームを設置するなど、患者の副作用・合併症やその他の苦痛に対しても迅速かつ継続的に対応できる診療体制を整備する。

(化学療法の推進)

- 化学療法の急速な進歩と多様性に対応し、専門性が高く、安全で効果的な化学療法を提供するため、化学療法の専門医やがん薬物療法認定薬剤師、がん看護や化学療法等の専門看護師・認定看護師など、専門性の高い人材を適正に配置するとともに、多職種で構成された化学療法チームを設置するなど、患者の副作用・合併症やその他の苦痛に対して迅速かつ継続的に対応できる診療体制を通院治療を含めて整備する。

(手術療法の推進)

- より質の高い手術療法を提供するため、拠点病院をはじめとする入院医療機関は、外科医の人員不足を解消し、必要に応じて放射線療法や化学療法の専門医と連携するなど、各医療機関の状況に合わせた診療体制を整備するとともに、学会や関係団体などと連携し、手術療法の成績の更なる向上を目指し、手術療法の標準化に向けた評価法の確立や教育システムの整備を行う。
- 手術療法による合併症予防や術後の早期回復のため、麻酔科医や手術部位などの感染管理を専門とする医師、口腔機能・衛生管理を専門とする歯科医師などとの連携を図り、質の高い周術期管理体制を整備するとともに、術中迅速病理診断など手術療法の方針を決定する上で重要な病理診断を確実に実施できる体制を整備する。

(病理診断)

○若手病理診断医の育成をはじめ、細胞検査士等の病理関連業務を専門とする臨床検査技師の適正配置などを行う。さらに、国において、病理診断を補助する新たな支援のあり方や病理診断システムや情報技術の導入、中央病理診断などの連携体制の構築などについて検討が進められることとなっており、その動向を注視するとともに、関係者等が一体となって、検討結果に基づいて、より安全で質の高い病理診断や細胞診断の均てん化に取り組む。

(リハビリテーション)

○がん患者の生活の質の維持向上を目的として、運動機能の改善や生活機能の低下予防に資するよう、がん患者に対する質の高いリハビリテーションについて積極的に取り組む。

※1クリティカルパス：検査と治療等を含めた診療計画表。

※2キャンサーボード：各種がん治療に対して専門的な知識を有する複数の医師等が患者の治療方針等について総合的に検討するカンファレンス。

※3放射線治療機器：当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であることが指定要件。

※4特定機能病院：高度医療の提供及び開発等を行う病院として、一定の要件のもと厚生労働大臣の承認を受けた病院

※5医学物理士：放射線を用いた医療が適切に実施されるよう、医学物理学の専門家としての観点から貢献する医療職。

(2) 医療連携体制の整備

切れ目のないがん医療を提供するため、地域連携クリティカルパスの普及や、がん診療連携拠点病院の機能強化等を通じて、医療連携体制の整備を推進する。

目標

- 医療機関の機能分担と連携により、地域において適切ながん医療の提供体制を確保する。
- 5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）に関する地域連携クリティカルパス※1の導入を通じて、切れ目のない医療の提供を実現する。
- がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院は、質の高いがん医療体制を確保するとともに、地域の医療機関との診療連携を推進し、患者等に対する相談支援機能も強化する。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定時 (平成19年度) | 現状 (平成24年度) | 計画終了時目標 (平成24年度末) |
|--|---|-----------------|----------------------|
| すべてのがん診療連携拠点病院において、5大がんに関する地域連携クリティカルパスの整備を通じて、切れ目のない医療の提供を実現する。 | 7病院中0病院 (5大がんに関する地域連携クリティカルパスを整備している拠点病院数) | 7病院中7病院 (達成) | 全拠点病院で配置 |

【これまでの取組み】

- 5大がんに関する地域連携クリティカルパスについては、すべてのがん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院において、愛媛県統一版がん地域連携パスを整備している。
- すべての拠点病院及び推進病院が、四国厚生支局に対し、がん治療連携計画策定料の施設基準に係る届出を行っている。
- 連携パスの運用に参加する連携医療機関として、四国厚生支局に対し、県内167施設が、がん治療連携指導料の施設基準に係る届出を行っている（平成24年7月1日現在）。

【課題】

- 地域連携については、がん医療の均てん化を目的に、地域の医療連携のツールとして、地域連携クリティカルパスが整備されたが、多くの地域で連携パスが十分に機能しておらず、十分な地域連携の促進につながっていないとの指摘がある。

今後の対策

- 県は、四国がんセンターとの連携のもと、地域の医療機関に対し、本格的に運用開始する地域連携クリティカルパスの普及を図るとともに、その運用の支援を行う。

- がん診療連携拠点病院は、5大がんについて、地域連携クリティカルパスを整備するとともに、それを活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の作成等を行う。
- がん診療連携推進病院は、拠点病院が行う地域連携クリティカルパスの整備に協力するとともに、地域の医療機関等と協力し、その活用を積極的に推進する。
- 地域連携や在宅医療・介護サービスについては、患者の複雑な病態や多様なニーズにも対応できるよう、地域の経験や創意を取り入れ、多様な主体が、地域での効率的な医療連携と役割分担の下に参加する、地域完結型の医療・介護サービスを提供できる体制の整備、各制度の適切な運用とそれに必要な人材育成を進める。
- 県は、厚生労働大臣の定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」に基づき、がんに係る連携体制の整備について、医療計画との整合を図りながら、連携を推進する。
- 県がん診療連携拠点病院は、連携体制に関する検討・協議の場であるがん診療連携協議会を設置し、5大がんに関する地域連携クリティカルパスの普及促進など、県内全域での調整を図るとともに、がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者を対象とした研修を実施するほか、地域がん診療連携拠点病院等に対し、情報提供、症例相談及び診療支援を行う。
- がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院は、がん診療連携協議会を通じて、拠点病院及び推進病院相互の機能分担と連携を推進する。
- がん診療連携拠点病院は、専門的ながん医療を提供するだけでなく、医療連携の拠点として、医療従事者への研修、地域の医療機関に対する診療支援、院内がん登録、地域のがん患者等に対する情報提供や相談支援の実施等を行い、地域におけるがん医療提供体制を構築する。
- 地域がん診療連携拠点病院は、緩和ケアチームの設置による切れ目のない緩和ケアの提供、相談支援センター設置による院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等への対応、地域の医療機関・医師等に対する合同のカンファレンスや研修の実施など、がん診療の連携協力体制の整備を図る。
また、緩和ケア病棟、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所との連携をはじめ、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター※2等とも密接に連携し、地域ごとの連携強化を図る。
- 特に、地域のがん診療を行っている医療機関に対する診療支援や、地域のがん診療に携わる医療従事者に対する研修については、地域全体のがん医療水準の向上につながることから、積極的に推進する。
- がん診療連携推進病院は、地域のがん医療の向上のため、拠点病院及び地域の医療機関との連携に努めるとともに、県が実施するがん対策事業に協力する。
- 全県下の医療連携体制を構築していくため、県医師会が中心となって、情報通信技術を活用した医療機関同士の情報共有と医療連携を推進する全県的なネットワーク基盤の構築が進められており、医療機関は、こうした先駆的な取組みに参加するなど、全県的な取組みに向けて、地域医師会はじめ関係機関、団体と協力し、県民の視点に立った医療連携体制を構築する。

※1地域連携クリティカルパス：がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。

※2地域包括支援センター：高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から創設された拠点。保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援などを行う。

6 医療従事者の育成

がん医療の質の向上を図るため、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成を推進する。

目 標

- がん診療連携拠点病院をはじめとした医療機関の専門医配置の有無等、がん患者にとって分かりやすく提示できる体制を整備する。
- 地域のがん医療を担う専門の医療従事者の育成を推進し、がん医療の質の向上を図る。
- がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院は、放射線療法、化学療法、緩和ケア等の各分野について、学会等の専門資格を持つ医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師等を配置するよう努めるとともに、その専門性を活かした活動ができるよう環境を整備する。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定時 (平成 19 年度) | 現 状 (平成 24 年度) | 計画終了時目標 (平成 24 年度末) |
|--|--|---------------------|------------------------|
| 放射線療法及び化学療法について、医師はじめ医療従事者の養成を図る。 緩和ケア等今後充実を図る必要がある分野についても、医療従事者の養成を推進する。 | 54名 (放射線療法、化学療法、緩和ケア等の各分野における学会等の資格を持つ医療従事者数) | 223名 (平成24年7月現在) | 増加 |

【これまでの取組み】

- がんの専門医の育成に関しては、厚生労働省では、平成 19 年から e ラーニングを整備し、学会認定専門医の育成支援を行っている。
- 文部科学省では、平成 19 から 23 年度までの 5 年間、「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施し、がんに特化した医療人材の養成を行う大学院の取組みに対し支援を行っており、中国・四国地方では、「中国・四国広域がんプロ養成プログラム」が選定され、8 大学（岡山大学、愛媛大学、香川大学、川崎医科大学、高知大学、高知県立大学、徳島大学、山口大学）の大学院が一つのコンソーシアムをつくり、多職種のがん専門職養成のためのコースワークが整備されるなど、教育の活性化が促進されるとともに、がん専門医療人の養成が推進された。
- 各大学では、放射線療法や化学療法、緩和ケア等のがん医療に専門的に携わる医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、医学物理士等の医療従事者の育成が行われている。
- その他、行政、学会、拠点病院を中心とした医療機関、関係団体、国立がん研究センターなどで、医療従事者を対象として様々な研修が行われ、がん診療に携わる専門的な薬剤師、看護師等の認定や育成が行われている。

【課 題】

- 放射線療法、化学療法、緩和ケア、口腔ケア等のがん医療に専門的に携わる医師や歯科医師をはじめ、薬剤師や看護師等の医療従事者の育成が依然として不十分である他、多様化かつ細分

化した学会認定専門医制度になっており、専門医の質の担保や各医療機関の専門医の情報が県民に分かりやすく提供されていないなどの指摘がある。

[がん医療に係る学会等の資格の例]

※()内は拠点病院及び推進病院

| | 全 国 | 愛 媛 県 |
|-------------------------------------|---------|--------------|
| 日本放射線腫瘍学会認定医 (H23. 9. 1 現在) | 924人 | 9人 (9) |
| 日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医 (H24. 4. 1 現在) | 712人 | 11人 (11) |
| がん治療認定医 (H24. 4. 1 現在) | 11,267人 | 140人 (121) |
| 日本乳がん学会乳腺専門医 (H23. 8. 3 現在) | 971人 | 12人 (11) |
| 日本消化器外科学会消化器外科専門医 (H24. 2. 29 現在) | 5, 464人 | 68人 (44) |
| 呼吸器外科専門合同委員会呼吸器外科専門医 (H24. 7. 1 現在) | 1, 250人 | 17人 (12) |
| 日本肝臓学会肝臓専門医 (H24. 6. 18 現在) | 5, 215人 | 95人 (42) |
| 日本血液学会認定血液専門医 (H24. 8. 3 現在) | 2, 982人 | 34人 (28) |
| 日本緩和医療学会暫定指導医 (H24. 7. 2 現在) | 607人 | 11人 (10) |
| がん看護専門看護師 (H24. 7. 2 現在) | 327人 | 7人 (5) |
| 緩和ケア認定看護師 (H24. 7. 2 現在) | 1, 089人 | 11人 (7) |
| がん性疼痛看護認定看護師 (H24. 7. 2 現在) | 558人 | 4人 (4) |
| がん化学療法看護認定看護師 (H24. 7. 2 現在) | 843人 | 11人 (11) |
| 乳がん看護認定看護師 (H24. 7. 2 現在) | 163人 | 3人 (3) |
| がん放射線療法看護認定看護師 (H24. 7. 2 現在) | 64人 | 1人 (1) |
| 日本医療薬学会がん専門薬剤師 (H24. 1. 1 現在) | 241人 | 10人 (10) |
| 日本放射線治療専門放射線技師 (H24. 6. 1 現在) | 1, 082人 | 17人 (16) |

今後の対策

- がんは、横断的・集学的に診療できる専門家が全国的に少なく、その養成が急務とされており、文部科学省が実施する「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」※に選定された大学院教育プログラム等に基づき、がん関連学会と大学などが協働して、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医や専門医療従事者の育成を推進する。
- ・中国・四国地方の10大学（愛媛大学、岡山大学、香川大学、川崎医科大学、高知大学、高知県立大学、徳島大学、徳島文理大学、広島大学、山口大学）が「中国・四国広域がんプロ養成コンソーシアム」を設立し、各大学がそれぞれの個性や特色、得意分野を活かしながら相互に連携・補完して、がん専門医療人養成のための教育拠点を構築する。
- ・愛媛大学では、平成24年度から、がんに特化した講座「臨床腫瘍学講座」を大学院医学系研究科医学専攻に新たに設置するなど、放射線治療、化学療法、手術療法、緩和医療等を専門とする臓器・診療科横断的ながん診療に関する教育体制を整備するよう努める。
- ・質の高いがん医療が提供できるよう、愛媛大学では、従来の「がんプロフェッショナル養成プラン」によるコースをさらに発展させた、がん専門医療養成コース（腫瘍外科専門医、がん薬物療法専門医、放射線治療専門医等を養成）の開講により、地域の医療機関及びがん患者会との連携の基にチーム医療を担える医師の養成を行う。

- がん診療連携拠点病院は、院内及び院外の医療従事者を対象に、地域のがん医療の向上に必要な研修を行うなど、引き続き、地域のがん医療を担う医療従事者の育成に取り組むとともに、研修の質の維持向上に努める。特に、県がん診療連携拠点病院は、地域拠点病院等と連携し、多職種によるチーム医療を推進するための先進的な研修プログラムを開発し、推進する。
- がん診療連携拠点病院を中心とした医療機関は、国立がん研究センターや学会等が実施する研修へ医療従事者が参加しやすい環境を整備するよう努め、学会等の専門資格の取得を促進する。
- 県は、県内の実情に応じたがん看護に関する臨床実務研修を実施し、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成により、がん患者に対する看護ケアの充実を図る。
- がん診療連携拠点病院は、放射線療法及び化学療法を含めた質の高い集学的治療を行えるよう、研修等を通じて、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療の一層の普及を図る。

※がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン：手術療法、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わるがん専門医療人を養成する大学の取組を支援することを目的として、平成24年度より実施する文部科学省の事業。

7 がん登録の精度向上

科学的根拠のあるがん対策を推進するため、基礎データとなるがん登録の精度向上を図る。

目標

- 院内がん登録※1を実施している医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。
- 正確ながんの罹患数や罹患率、生存率等を把握し、がんに関する研究、分析へ活用することができるがん登録を実現する。
- 地域がん登録※2における精度の指標（がん診断の信頼性）であるDCO（死亡票のみで登録された患者（Death Certificate Only））割合20%未満を達成した上で、将来的には国の第3次対がん総合戦略で目標としている10%未満を目指す。

前計画の検証

【前計画の進捗状況と本県の現状】

| 個別目標 | 計画策定時 (平成19年度) | 現状 (平成24年度) | 計画終了時目標 (平成24年度末) |
|--|--|--------------------|----------------------|
| すべてのがん診療連携拠点病院において、がん登録の実務を担う者が必要な研修を受講する。 | 7病院中6病院 | 7病院中7病院 (達成) | 全拠点病院で配置 |
| 地域がん登録における精度の指標（がん診断の信頼性）であるDCO（死亡票のみで登録された患者（Death Certificate Only））を20%以下とする。 | 58.4%（平成14年） (愛媛県の地域がん登録における全部位のDCO率) | 24.0% (平成19年診断) | 20%以下 |

【これまでの取組み】

- 国立がんセンターのがん登録に係る研修については、すべてのがん診療連携拠点病院において、実務担当者が受講している。また、がん診療連携協議会において、実務者研修を実施しており、がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院のがん登録実務担当者が受講している。
- 地域がん登録については平成2年から実施しており、19年度から厚生労働省研究班開発の地域がん登録標準データベースシステムを導入し、県がん診療連携拠点病院である四国がんセンターに委託して事業を実施している。登録数も順調に増加しており、本県のがん罹患及び生存率の傾向などが数年後には全国値と比較可能となる見込みである。
- 愛媛県の地域がん登録における全部位のDCO割合は、24.0%（平成19年診断分：平成24年8月現在）である。

【課題】

- すべてのがん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院において、院内がん登録を実施しているが、厚生労働省が定める標準登録様式に基づく実施については、がん診療連携推進病院では指定要件とはなっていないため、未導入の病院がある。

今後の対策

- がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院は、がん登録実務担当者の研修の受講推進や病院間の技術的相互支援、訪問調査等を通じて、がん登録の実施体制の充実に努め、院内がん登録及び地域がん登録の精度の向上を図る。また、入院患者のみでなく、外来患者の登録についても完全実施を目指す。(一部のがん診療連携推進病院については未実施)
- がん診療連携推進病院においても、厚生労働省が定める標準登録様式に基づく院内がん登録の実施に努める。(一部のがん診療連携推進病院については導入済み)
- 県及び県がん診療連携拠点病院等は、院内がん登録を実施する医療機関数が増加するよう、がん登録の重要性について、関係者の理解促進に努める。
- 地域がん登録については、各がん診療連携拠点病院等において実施している院内がん登録と連携することにより、精度の向上を図る。また、県及び県医師会は、愛媛県地域がん登録室と共同し、研修会の企画や登録支援窓口を設けるなど、各医療機関に対し、地域がん登録への一層の協力を働きかける。
- 県は、地域がん登録で得られたデータを、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる地域がん登録資料利用制度の整備を進める。

※1 院内がん登録：医療施設において、その施設のすべてのがん患者を対象に実施するがん登録。医療施設における診療支援とがん診療の機能評価を第1の目的とする。

※2 地域がん登録：特定の地域に居住する住民に発生したすべてのがん患者を対象とするがん登録。対象地域における各種がん統計値（罹患数・率、受療状況、生存率）の整備を第1の目的とする。

8 小児がん

小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を図る。

目 標

○小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような療養環境の整備を目指し、小児がん拠点病院※と地域の医療機関等との連携を進め、拠点病院を中心とする地域ブロックのネットワークを整備する。

現状と課題

○「がん」は、本県においても小児の病死原因の第1位である。(平成22年人口動態調査)

小児がんは、成人のがんと異なり生活習慣と関係なく、乳幼児から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症し、希少で多種多様ながん種からなる。

[小児がん患者症例数（初発症例）]

(平成22年)

| | 全 国 | 愛 媛 県 |
|------------------------------|---------|-------|
| 固形腫瘍症例数 | 867人 | 8人 |
| (脳・脊髄腫瘍) | (263人) | (2人) |
| (神経芽腫群腫瘍) | (137人) | (2人) |
| (胚細胞腫瘍(脳腫瘍を除く)) | (107人) | (0人) |
| (軟部腫瘍) | (91人) | (2人) |
| (骨腫瘍) | (60人) | (1人) |
| (網膜芽腫) | (57人) | (0人) |
| (腎腫瘍) | (53人) | (1人) |
| (肝腫瘍) | (50人) | (0人) |
| (その他) | (49人) | (0人) |
| 血液腫瘍症例数 | 1,074人 | 18人 |
| (A L L (急性リンパ性白血病)) | (478人) | (7人) |
| (A M L (急性骨髓性白血病)) | (182人) | (2人) |
| (組織球症) | (136人) | (1人) |
| (N H L (非ホジキンリンパ腫)) | (108人) | (1人) |
| (Down症TAM(ダウン症児の一過性骨髓異常増殖症)) | (53人) | (3人) |
| (M D S (骨髓異形成症候群)) | (37人) | (2人) |
| (H L (ホジキンリンパ腫)) | (31人) | (0人) |
| (M P D (骨髓増殖性疾患)) | (26人) | (1人) |
| (M D S /M P D) | (12人) | (1人) |

| | | |
|----------|------------|--------|
| (まれな白血病) | (6 人) | (0 人) |
| (その他) | (5 人) | (0 人) |
| 計 | 1, 9 4 1 人 | 2 6 人 |

※（旧）日本小児がん学会及び（旧）日本小児血液学会の登録症例（日本小児血液・がん学会疾患登録委員会ホームページより）

○一方、小児がんの年間発症患者数は全国で2,000人から2,500人と少ないが、全国の小児がんを扱う施設は約200程度と推定され、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていないことが懸念されている。

本県における日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」は、1施設である。（平成24年8月1日現在）

本県における日本小児外科学会認定の「認定施設」は、2施設である。（平成24年4月1日現在）

[学会認定施設の状況]

| | 全 国 | 愛 媛 県 |
|-------------------------------|----------|----------------------------------|
| 「日本小児血液・がん専門医研修施設」(H24.8.1現在) | 7 5 施設 | 1 施設 (愛媛大学医学部附属病院) |
| 日本小児外科学会「認定施設」(H24.4.1現在) | 1 4 6 施設 | 2 施設 (県立中央病院、 愛媛大学医学部附属病院) |

○また、強力な治療による合併症に加え、成長発達期の治療により、治癒した後も発育・発達障害、内分泌障害、臓器障害、性腺障害、高次脳機能障害、二次がんなどの問題があり、診断後、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障を来すこともあるため、患者の教育や自立と患者を支える家族に向けた長期的な支援や配慮が必要である。

○さらに、現状を示すデータも限られ、治療や医療機関に関する情報が少なく、心理社会的な問題への対応を含めた相談支援体制や、セカンドオピニオンの体制も不十分である。

○小児がん患者は、治療後の経過が成人に比べて長いことに加えて、晚期合併症や、患者の発育や教育に関する問題等、成人のがん患者とは異なる問題を抱えているにも関わらず、これまでのがん対策は5大がん等成人のがんを中心に進められ、小児がん対策は遅れていた。

今後の対策

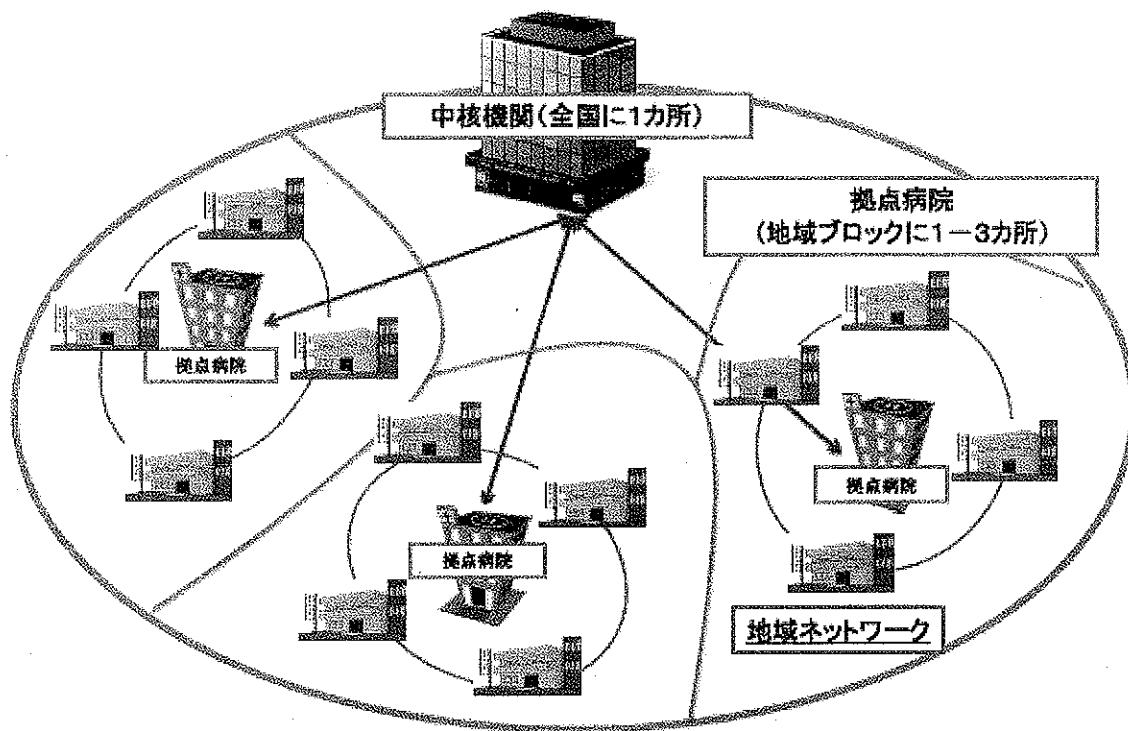
○国において、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、小児がんの全国の中核的な機関を中心として、地域ブロックごとに小児がん拠点病院を整備することとなっている。また、拠点病院は、患者が発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるよう、小児がん診療を行う地域の病院との連携を進めていくものとされている。

今後、行政や地域の医療機関は、小児がん拠点病院が実施する、専門家による集学的医療の提供（緩和ケアを含む）、患者とその家族に対する心理社会的な支援、適切な療育・教育環境の提供、小児がんに携わる医師等に対する研修の実施、セカンドオピニオンの体制整備、患者とその家族、医療従事者に対する相談支援等の体制整備に協力する。

- 行政や地域の医療機関は、地域性も踏まえて、小児がん拠点病院が実施する、地域の医療機関等との役割分担と連携の推進に協力し、患者が速やかに適切な治療が受けられるよう努める。
- また、小児がん拠点病院を中心として、患者が、発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるような環境整備が進められることとなっており、行政や地域の医療機関は、拠点病院が推進するこれらの取組みに協力する。
- 国において、小児がん経験者が安心して暮らせるよう、地域の中で患者とその家族の不安や治療による合併症、二次がんなどに対応できる長期フォローアップの体制とともに、小児がん経験者の自立に向けた心理社会的な支援についても検討が進められることとなっており、その動向を注視するとともに、関係者等が一体となって、検討結果に基づいた取組を実施する。
- 中国四国ブロックの小児がん拠点病院において、拠点病院を核とした病院ネットワーク（「小児がん中国四国ネットワーク」）を構築するとともに、各県の医療機関、行政、患者会（親の会、経験者の会）等が一体となり、診断時から長期フォローアップまで切れ目なく安心・納得した医療が持続的に提供できる体制を整備するよう働きかけを行っていく。
- 県は、中国四国ブロックの拠点病院と連携を図りながら、地域の医療機関等を含めた小児がん診療の連携協力体制の整備に努める。
- 小児がん診療を行う地域の病院は、以下のことを満たすよう体制整備に努める。
- ・各医療機関が専門とする小児がんについて、手術療法、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供できること。
 - ・診療実績等を県民にわかりやすく掲示すること。
 - ・拠点病院と連携し、小児がんに関する診療・支援・研究等に関する情報を共有するなど、地域ブロックの小児がん診療・支援の向上に努めること。また、必要に応じて拠点病院のセカンドオピニオン外来を紹介すること。
 - ・施設の長は、上記の役割を果たす責務を負っていることを十分に認識し、関係者に対して必要な支援を行うこと。
 - ・特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」又は小児がん診療の実績のある特定非営利活動法人日本小児外科学会認定の「認定施設」であること。
- 教育環境の整備、小児がん経験者の長期フォローアップ、就労支援など小児がん患者と家族が直面する様々な地域課題の解決を図るため、中国四国ブロックにおける「小児がん中国四国ネットワーク」を活用し、各県のがん専門医療機関、患者会（親の会、経験者の会）、行政などの参加を得て、取り組むべき具体策を検討する場を設置するよう、関係機関・団体に対して、働きかけを行っていく。

※小児がん拠点病院：小児がん診療のけん引役になり、地域の医療機関とのネットワークを構築する医療機関として、厚生労働省が、地域ブロック毎に1-5機関、全国で15医療機関を指定。指定要件は、概ねがん診療連携拠点病院と同じであるが、小児がん診療の現状を踏まえ、人員配置などの要件を緩和している。一方、小児患者に必要な発育や教育に関する環境整備が要件に追加され、保育士の配置、院内学級又は教師の訪問による教育支援、子どもの成長発達に合わせたプレイルーム等の設置が求められているほか、日本小児血液・がん学会及び日本小児外科学会の認定施設であることや、年間の新規圆形腫瘍10例程度以上かつ造血器腫瘍10例程度以上など一定程度の診療実績も要件とされている。

小児がん医療提供体制のイメージ



9 がんの教育・普及啓発

子どもへの健康教育の中でがん教育を推進するとともに、すべての県民が、がんに関する正しい知識と患者に対する正しい認識、いのちの大切さについて学び、病気と向き合ううえで必要な情報を得られる機会を提供する。

目標

- 子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう健康教育に取り組む。
- 県民に対しては、がん予防や早期発見につながる行動変容を促し、自分や身近な人ががんに罹患してもそれを正しく理解し、向かい合うため、がんの普及啓発活動をさらに進める。
- 患者に対しては、がんを正しく理解し向き合うため、患者が自分の病状、治療等を学ぶことのできる環境を整備する。患者の家族についても、患者の病状を正しく理解し、患者の心の変化、患者を支える方法などに加え、患者の家族自身も心身のケアが必要であることを学ぶことのできる環境を整備する。
- すべての県民や企業等が、日ごろからがんやがん治療の現状について正しい認識を持ち、がん患者の治療と社会生活の両立や社会復帰が円滑に行われる環境が整備されるよう、行政、医療機関、関係団体等は、適切な情報発信に努める。

現状と課題

- 健康については子どもの頃から教育することが重要であり、県教育委員会では、健康の保持増進と疾病予防の観点から、がんの予防を含めた健康教育に取り組んでおり、小学校は体育科、中学校は保健体育科において、がんを生活習慣病の一つとして取り上げ、発生要因や予防に向けた健康的な生活習慣等について、指導を行っている。
- 一部の学校では、市町の保健センター等の生活習慣病予防や正しい食生活などについて保健師や栄養士などの専門家から学ぶ講座や教室を積極的に活用し、健康教育に取り組んでいる事例も見られる。
- しかし、学校での健康教育の取組みが進む一方、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であると指摘されている。
- また、患者を含めた県民に対するがんの普及啓発については、県では、生活習慣病予防のための県民健康づくり運動や乳がんなどの予防啓発を行うピンクリボン運動等を展開し、県民の正しい予防知識の習得と実践を促進するとともに、がん対策推進員の養成や市町・検診機関・企業との連携による受診促進に努め、県民のがん検診に対する知識と関心の醸成を図っているほか、「リレー・フォー・ライフ」※をはじめとした民間団体等の様々な取組みに対しても、積極的に参画し、支援を行うなど、あらゆる機会を通じて、がん対策への県民各層の機運醸成と参加者の裾野拡大に努めている。
- しかし、本県のがん検診受診率は、最も高い乳がん検診でも40.3%であるなどがんに対する正しい理解が必ずしも進んでいない。

- さらに、職域でのがんの普及啓発、がん患者への理解、様々な情報端末を通じて発信される情報による混乱等新たなニーズや問題も明らかになりつつある。

今後の対策

- 国においては、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討がなされていることから、この動向を注視するとともに、関係機関との一層の連携を図りながら、検討結果に基づく教育活動の実施に努める。
- 地域性を踏まえて、がん患者とその家族、がんの経験者、がん医療の専門家、教育委員会をはじめとする教育関係者、県、市町等が協力して、児童生徒が、がんに対する知識やその予防、いのちの大切さに関する理解を深めるための教育活動を支援する。
- 県民への普及啓発について、県や市町は、引き続き、検診や緩和ケアなどの普及啓発活動を進めるとともに、民間団体によって実施されている普及啓発活動を支援する。
- 患者とその家族に対しても、引き続き、がん診療連携拠点病院等医療機関の相談支援・情報提供機能を強化するとともに、県や市町は、民間団体によって実施されている相談支援・情報提供活動を支援する。
- 県は、県ホームページや保健所・保健センターの窓口等を通して積極的に情報提供を行う。
- 県は、更なる受診率向上のため、職域等を含めた全ての検診の実態把握と分析を行い、未受診者の把握法や効果的な受診促進策を検討する。

※リレー・フォー・ライフ：がん患者やその家族など、患者・家族を支えるさまざまな立場の方が参加し、リレー方式で24時間交代で歩き続けながら、がんへの理解と患者への支援を訴えるイベント。国内では平成18年9月、茨城県で初めて開催された。愛媛では、平成22年10月以降、毎年継続して開催されている。

10 がん患者の就労を含めた社会的な問題

職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会を構築する。

目 標

○がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を検証した上で、国、県、市町、関係者等が協力して、がんやがん患者・経験者に対する理解を進め、がん患者・経験者とその家族等の仕事と治療の両立を支援することを通じて、抱えている不安の軽減を図り、がんになっても安心して働き暮らせる社会を構築する。

現状と課題

○本県においては、毎年20歳から64歳までの約3,400人ががんに罹患し、約840人ががんで死亡している一方、がん医療の進歩とともに、日本の全がんの5年相対生存率※1は57%であり、がん患者・経験者の中にも長期生存し、社会で活躍している者も多い。

○一方、がん等の長期の治療等が必要な患者は、就労を含めた社会的な問題に直面している者も多い。例えば、県が、平成22年度、がん診療連携拠点病院の入院患者を対象に、患者団体に委託して実施した「がん患者満足度調査」によると、就労の状況について、「派遣社員・パートタイマー・アルバイトの従事者」は、がんに罹患後の勤務の継続は2割にとどまるほか、罹患1年で月収は8割減となるなど、就労者の中でも特に厳しい状況にあることが明らかになった。

こうしたことから、就労可能ながん患者・経験者さえも、復職、継続就労、新規就労することが困難な場合があると想定され、先の調査のまとめの中では、就業機会の確保が検討課題として指摘されている。

○さらに同調査では、生活費や治療費など経済面の負担についても、治療の「継続が不可能なくらい厳しい」と答えた人が7%、「継続はなんとか可能だが負担はかなり重い」が20%となつており、医療費の補助など経済的負担の軽減についても検討課題の一つとして指摘されている。

○また、がん診療連携拠点病院の相談支援センターでも、就労、経済面、家族のサポートに関することなど、医療のみならず社会的な問題に関する相談も多い。しかしながら、必ずしも相談員が就労に関する知識や情報を十分に持ち合せているとは限らず、適切な相談支援や情報提供が行われていないことが懸念される。

○このように、がん患者は、生活費や治療費などの経済面はもとより、「仕事と治療の両立の仕方」や「仕事への復帰時期」等に不安を抱いており、治療を受けながら就労を維持するための情報や相談体制の整備が望まれている。

○平成21年の全国のがん医療費は2兆9,577億円、一般診療医療費全体の11.1%と年々増加しており、医療技術の進歩に伴い、高額な医療費が、患者やその家族にとって大きな負担となっている。厚生労働省は、高額療養費制度※2について、患者の負担となっている外来診療を受けたときの窓口での立替払いをなくす改善策を平成24年度から導入したほか、社会保障改革

の中では、患者の自己負担限度額を引下げ、長期間にわたる高額な医療費へのセーフティネットを強化することが検討されている。

○がん患者やその家族は、精神的、肉体的な不安や苦痛を抱えているほか、長期の療養や高度専門医療等に係る経済的負担も大きく、その実態を把握することは、患者や家族の視点に立った実効性のあるがん対策を講じる上で重要である。

今後の対策

○国において、がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方等を検討し、検討結果に基づいた取組が実施されることになっていることから、その動向を注視し、国、市町、関係者等との協力のもと、県において必要な対応について検討する。

○国において、働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働くよう、医療従事者、産業医、事業者等との情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための仕組みについて検討が行われ、検討結果に基づく試行的取組が実施されることとなっており、県としては、その動向を注視するとともに、本県の実情に即した対策の可能性について検討する。

○がん患者も含めた患者の長期的な経済負担の軽減策については、国において、引き続き検討が進められることとなっている。県としては、国の対策の動向を十分に見極めるとともに、がん対策推進委員会においても、患者の負担軽減を主要な課題の一つとして、今後、がん対策募金の創設をはじめ、国民病と言われるがん対策の費用負担のあり方や具体的な方策の検討が進められることから、その議論を踏まえながら、県レベルで実施可能な対策を検討していく。

○長期の治療等が必要ながん患者の「治療と職業生活」の両立を支援するため、がん診療連携拠点病院の相談支援センターにおける相談支援や情報提供を実施する。

○がん患者等に対する就職支援、職場定着の支援を図るため、がん診療連携拠点病院など医療機関と就労支援機関等との連携体制を構築する。

○がん患者の就労上の課題は様々であるが、とりわけ「病気の診断を受けてすぐに就労に関する相談支援を受けることができる体制や連携体制の整備」について、早急な対応が求められる。このため、愛媛県がん相談支援推進協議会が中心となって、今後の支援のあり方を検討する。

○医療機関は、医療従事者にとって過度な業務負担とならないよう健康確保を図った上で、患者が働きながら治療を受けられるように配慮するよう努めることが望ましい。

○事業者は、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備、さらに家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めることが望ましい。また、職場や採用選考時にがん患者・経験者が差別を受けることのないよう十分に留意する必要がある。

○県では、患者満足度調査を実施したほか、在宅患者についても、拠点病院の退院患者や患者会の会員を対象に、在宅療養ニーズ等についての面接調査を全県的に実施する方向で検討しておりこれらの各種調査を通じて、可能な限り、経済面を含めた患者負担の実態や支援ニーズの把握に努め、その結果をもとに、がん対策推進委員会で必要な対策について十分に議論を重ね、がん患者やその家族が安心して療養生活を送ることのできる対策について検討を進める。

※15年相対生存率：あるがんと診断された場合に、治療でどのくらい生命を救えるかを示す指標。あるがんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合が、日本人全体で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表す。100%に近いほど治療で生命を救えるがん、0%に近いほど治療で生命を救い難いがんであることを意味する。

※2 高額療養費制度：公的医療保険における制度の一つで、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度。高額療養費では、年齢や所得に応じて、本人が支払う医療費の上限が定められており、またいくつかの条件を満たすことにより、さらに負担を軽減する仕組みも設けられている。

第7 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 がん対策に係る関係者の役割

「がん患者を含めた県民の視点」に立って、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、県民、行政及び医療関係者等は、相互に連携しながら、必要な対策に主体的に取り組む。

なお、がん対策は、がん患者を含めた県民を中心として展開されるものであるが、がん患者を含めた県民は、その恩恵を受けるだけでなく、主体的かつ積極的に活動する必要がある。また、企業等には、県民のがん予防行動を推進するための積極的な支援・協力が望まれる。

(1) がん患者を含む県民の役割

喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響やがん検診の重要性等、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努める。

がん医療はがん患者やその家族と医療従事者とのより良い人間関係を基盤として成り立っていることを踏まえ、医療従事者との信頼関係を構築することができるよう努める。

がん患者が適切な医療を受けるためには、セカンドオピニオンに関する情報の提示等を含むがんに関する十分な説明、相談支援と情報提供等が重要であることから、病態や治療内容等について理解するよう努める。

がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策を実現するため、行政機関や医療従事者と協力し、県のがん対策を議論し決定する過程に参加し、がん医療やがん患者とその家族に対する支援を向上させるという自覚を持って活動するよう努める。

(2) 県の役割

国、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関し、本県の特性に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、がん対策推進条例や本計画に基づき、がんの予防や早期発見、相談支援、医療提供体制の整備等の各施策が円滑に推進されるよう、必要な調整や進捗状況の把握及び評価を行う。

また、県民のがんに関する意識を高め、及び理解と关心を深めるため、県民に対してがんに関する情報を提供するよう努める。

さらに、がん対策について、教育、雇用等幅広い観点から検討を行い、必要な施策を講ずる。

(3) 市町の役割

住民、県及び保健医療関係者その他の関係者との連携の下、がん予防に関する正しい知識の普及や、がん検診の受診率及び精度の向上をはじめ、地域において必要な対策の推進に努める。

(4) 医療保険者の役割

県や市町が行うがん予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努める。

(5) 医療機関及び医療従事者等の役割

県や市町が行うがん対策に協力し、がんの予防に寄与するとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療の提供や、がん患者及びその家族等が必要とする情報の提供に努める。

特に、がん診療連携拠点病院は、地域の病院・診療所等と機能分担し、相互に連携を図りながら、最新の治療や緩和ケアなど専門的ながん医療の提供はもとより、患者や家族に対する情報提供・相談支援、医療従事者の研修等を行い、地域のがん医療水準の向上に努める。

また、がん診療連携推進病院は、がん医療の均てん化等を進めるため、がん診療連携拠点病院を補完する役割を担う。

さらに、がん診療連携協議会は、がん診療連携拠点病院等をはじめがん診療に携わる機関と連携し、地域連携クリティカルパスの作成・運用・普及、緩和ケアや相談支援等の機能強化、がん登録の精度向上など、本県のがん医療の向上に向けて、必要な課題に取り組む。

(6) 医療関係団体の役割

県や市町が行うがん対策に協力するとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、がん患者等が必要とする情報の提供に努める。また、良質かつ適切ながん医療が提供されるよう、団体の構成員の資質向上や、地域における医療連携体制の整備に努める。

(7) 検診機関の役割

検診機関は、県や市町が行うがん対策に協力するとともに、科学的根拠に基づく検診を実施し、精度管理の向上に努めなければならない。

2 県民総ぐるみによるがん対策の推進

がん対策推進計画を実効あるものとして総合的に推進するためには、行政機関や保健医療等関係者はもとより、がん患者を含めた全ての県民が、それぞれの役割を十分に理解し相互に連携して、県民総ぐるみによるがん対策を強力に推進することが重要である。

このため、県は、あらゆる機会を通じて、がん対策への県民各層の機運醸成と参加者の裾野拡大に努める。また、がん対策推進条例に基づき、患者団体や保健医療関係者、学識経験者等で構成する「愛媛県がん対策推進委員会」を設置し、毎年、計画の進捗状況の把握に努めるとともに、計画の具体的な推進方法等の協議を行うほか、この委員会を推進母体として、幅広い主体の参加・協力を促進し、県民の視点に立った実効性のある対策を総合的に展開する。

さらに、“がんになってもお互い支え合い、安心して暮らしていく地域社会の実現”を願うがん患者やその家族の方々の切実な思いをしっかりと受け止めるためには、県民全體が力を合わせて支え合う「共助」の輪を大きく広げていくことが不可欠となることから、今後、がん対策推進委員会において、愛媛県議会がん対策推進議員連盟の提言を軸に「がん対策募金」のあり方についても検討を行い、速やかに募金活動がスタートできるよう、がん対策に関わる関係者が緊密な連携のもと、一致協力して取り組むものとする。

3 計画の評価及び見直し

県は、がん対策基本法第11条第3項の規定に基づき、がん対策推進計画の目標の達成状況の把握及び評価を行うとともに、少なくとも5年ごとに、がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めるものとする。

[参考] 分野別目標及び対策一覧

| | |
|--|---|
| <p>(1) 優先的・継続的な医療の提供</p> <p>○患者とその家族が抱える様々な苦痛に対する全般的なケアを実現するため、必要な緩和ケアを提供して、地域に根付いた医療体制を構築する。特に、基本的な緩和ケアを理解しながら、がん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。</p> <p>○地域の医療機関は、診断段階から行うほど深い緩和ケアを組み入れた診療体制を構築する。また、患者とその家族などは、がん診療に携わる医師が緩和ケアを実施する。特に、がん診療事務者が、基本的な緩和ケアを理解しながら、がん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。</p> <p>○地域の医療機関は、診断段階から行うほど深い緩和ケアを組み入れた診療体制を構築する。また、患者とその家族などは、がん診療に携わる医師が緩和ケアを実施する。特に、がん診療事務者が、基本的な緩和ケアを理解しながら、がん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。</p> | <p>○緩和ケア研究会修了医師数657名 (24年7月1日現在)</p> <p>○緩和ケア研究会修了医師数55 (24年7月1日現在)</p> <p>○オロニアーサップ研修会修了医師数55 (24年7月1日現在)</p> <p>○緩和ケア研究会修了コメディカル 数272名 (24年7月1日現在)</p> |
| | <p>○地域の医療機関は、診断段階から行うほど深い緩和ケアを組み入れた診療体制を構築する。また、患者とその家族などは、がん診療に携わる医師が緩和ケアを実施する。特に、がん診療事務者が、基本的な緩和ケアを理解しながら、がん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。</p> <p>○地域の医療機関は、診断段階から行うほど深い緩和ケアを組み入れた診療体制を構築する。また、患者とその家族などは、がん診療に携わる医師が緩和ケアを実施する。特に、がん診療事務者が、基本的な緩和ケアを理解しながら、がん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。</p> <p>○地域の医療機関は、診断段階から行うほど深い緩和ケアを組み入れた診療体制を構築する。また、患者とその家族などは、がん診療に携わる医師が緩和ケアを実施する。特に、がん診療事務者が、基本的な緩和ケアを理解しながら、がん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。</p> |
| <p>(2) 在宅医療</p> <p>○患者が自宅で受けられる緩和ケアを実現するため、専門的な緩和ケアを迅速に提供できる医療体制を整備する。</p> <p>○地域の医療機関は、診断段階から行うほど深い緩和ケアを組み入れた診療体制を構築する。また、患者とその家族などは、がん診療に携わる医師が緩和ケアを実施する。特に、がん診療事務者が、基本的な緩和ケアを理解しながら、がん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。</p> | <p>○心のケアを含めた全人的な緩和ケアを、診断・治療、在宅療養など総合的な面で切れ目なく実施し、患者が希望する療養の場所や看取りの場の確保を図る。</p> <p>○緩和ケア外来を図る。</p> |
| | <p>○心のケアを含めた全的な緩和ケアを、診断・治療、在宅療養など総合的な面で切れ目なく実施し、患者が希望する療養の場所や看取りの場の確保を図る。</p> <p>○緩和ケア外来を図る。</p> |
| <p>(2) 在宅医療</p> <p>○がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域で安心して自分らしい療養や生活を選択できる患者数を増加させる。</p> <p>○がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、在宅療養に必要な医療機関に必要な医療機関の連携体制の整備を図る。</p> | <p>○がん患者が、退院後、住み慣れた家庭や地域に戻りながら、がんの痛みや苦痛状況を改善し、地域におけるモニタリング体制で実施している。</p> <p>○在宅緩和ケアを提供する医療機関等を連携拠点として、多様なニーズを持つ在宅緩和ケアの支援体制を構築し、地域における包括的な継続的な在宅医療の提供を目指す。</p> |
| | <p>○在宅緩和ケアを提供する医療機関等を連携拠点として、多様なニーズを持つ在宅緩和ケアの支援体制を構築し、地域における包括的な継続的な在宅医療の提供を目指す。</p> <p>○多様なニーズを持つ在宅医療中の患者に対して、質の高い施設や設備による在宅緩和ケアの支援体制を構築し、地域における包括的な在宅医療の提供を目指す。</p> |
| <p>医療機関の機能強化と医療連携体制の整備</p> <p>(1) 医療機関の機能強化</p> | <p>○がん医療の中心となる拠点病院を整備する。</p> <p>○拠点病院の機能を補完し、地域での診療連携を強化するため、推進病院を整備する。</p> |
| | <p>○がん医療の中心となる拠点病院が県内全域をカバーする。</p> <p>○県独自に推進病院制度を創設し、拠点病院を認定する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>○被点病院、推進病院などをを中心に集学的治療や難病ケアを提供するとともに、がん患者の病態に応じた適切な治療に努めています。院内クリティカルカードなどを準備している。</p> <p>○すべての拠点病院と推進病院において、セカンドオピニオン外来が設置されている。</p> | <p>○県は、各二次医療圏に拠点病院の整備を進め、拠点病院に対する医療従事者の育成やがん登録、患者への相談支援などの取組みをして支援を行っている。</p> <p>○県は、拠点病院に準ずるがん診療体制を有する病院を、推進病院として指定し、がん医療提供体制及び診療連携による医療連携を最大限に導く。</p> <p>○県は、四国から在宅に至る切れ目のない医療提供体制の充実を図ることにより、県全体のがん医療の水準向上に努める。</p> <p>○拠点病院等を中心には、インフォームド・コンセントが行われる体制を整備し、患者の受療意態を最大限に導く。また、がん医療をより効率的に行うため、治療中でも、患者が自主的に治療内容などを確認できる環境を整備する。</p> <p>○県は、がんセントーと連携して、拠点病院又は準ずる病院と地域との連携を実現するなど、的確な診断と治療を行う体制を構築する。</p> <p>○手術療法、放射線療法、化学療法の各種医療チームを設置することにより、各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を推進する。</p> <p>○各種の副作用・合併症の予防や腫瘍の大きさなどによる治療選択など、腫瘍専門性などを考慮する医師や看護師等が治療を運営していく。がん医療に關する医師・看護師・薬剤師等が全員レベルに普及する。</p> <p>○セカンドオピニオンの活用を促進することで、がん治療法を選択する患者が治療を受けることができる。</p> <p>○県は、がんセントーがんセンターと連携するキャンサーポードを開催するなど、的確な診断と治療を行う。</p> <p>○放射線療法、化学療法、手術療法等を必要とする医療についても配慮した契約化を図る。</p> |
| <p>○手術療法、放射線療法、化学療法の要なる質の向上を図ることにより、安心かつ安全な質の高い医療を提供する。</p> | <p>○放射線療法、化学療法の要なる質の向上を図ることにより、安心かつ安全な質の高い医療を提供する。</p> |
| <p>○手術療法、放射線療法、化学療法の要なる質の向上を図ることにより、安心かつ安全な質の高い医療を提供する。</p> | <p>○放射線療法、化学療法の要なる質の向上を図ることにより、安心かつ安全な質の高い医療を提供する。</p> |
| <p>○手術療法、放射線療法、化学療法の要なる質の向上を図ることにより、安心かつ安全な質の高い医療を提供する。</p> | <p>○放射線療法、化学療法の要なる質の向上を図ることにより、安心かつ安全な質の高い医療を提供する。</p> |
| <p>○県は、医療計画との整合を図りながら医療連携を推進する。</p> <p>○県は、医療連携クリティカルバスの普及を図るとともに、それを活用するなど、地域拠点病院等と協力し、医療機関と協力して、地域連携体制を構築する。</p> <p>○県は、がんセントーと連携する共通の診療計画の作成等を行って、医療連携クリティカルバスの整備による医療連携体制の確立を図る。</p> <p>○県は、がんセントーとの連携のものと、地域の医療機関に対し、地域連携クリティカルバスの普及を図るとともに、それを活用するなど、医療機関と協力して、地域連携クリティカルバスの整備する。</p> <p>○県は、がんセントーとの連携のものと、地域の医療機関に対し、地域連携クリティカルバスの普及を図るとともに、それを活用するなど、医療機関と協力して、地域連携クリティカルバスの整備する。</p> <p>○県は、がんセントーとの連携のものと、地域の医療機関に対し、地域連携クリティカルバスの普及を図るとともに、それを活用するなど、医療機関と協力して、地域連携クリティカルバスの整備する。</p> | <p>○県は、医療計画との整合を図りながら医療連携を推進する。</p> <p>○県は、医療連携クリティカルバスの普及を図るとともに、それを活用するなど、医療機関と協力して、地域拠点病院等と協力し、医療機関と協力して、地域連携体制を構築する。</p> <p>○県は、がんセントーと連携する共通の診療計画の作成等を行って、医療連携クリティカルバスの整備による医療連携体制の確立を図る。</p> <p>○県は、医療計画との整合を図りながら医療連携を推進する。</p> <p>○県は、医療連携クリティカルバスの普及を図るとともに、それを活用するなど、医療機関と協力して、地域連携クリティカルバスの整備する。</p> <p>○県は、がんセントーとの連携のものと、地域の医療機関に対し、地域連携クリティカルバスの普及を図るとともに、それを活用するなど、医療機関と協力して、地域連携クリティカルバスの整備する。</p> <p>○県は、がんセントーとの連携のものと、地域の医療機関に対し、地域連携クリティカルバスの普及を図るとともに、それを活用するなど、医療機関と協力して、地域連携クリティカルバスの整備する。</p> |

2) 医療連携体制の整

| | |
|--|--|
| <p>○拠点病院及び推進病院は、質の高いがん診療機関との連携を確保するなどに、地域の医療機能も強化する。(2014年7月1日現在)。</p> <p>厚生支局に対し、県内187施設が、がん治療重複基準料の施設認定を推進し、患者等に対する相談支援機能も強化する。</p> | <p>○拠点病院及び推進病院は、がん診療連携協議会を通じて、拠点病院及び推進病院相互の機能分担と連携を推進する。</p> <p>○地域のがん患者等に対する診療支援や医療機関に対する連携等を行つて、地域の医療機関との連携強化の連携による。</p> <p>○また、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所との連携をはじめ、訪問看護ステーション等とも密接に連携し、地域ごとの連携強化の連携による。</p> <p>○地域のがん患者等からの方々への対応、地域の医療機関への連携等を行い、地域におけるがん医療体制の整備を図る。(特に地域の医療機関に対する診療支援や医療従事者等に対する連携等を行つて、地域の医療機関との連携強化の連携による。)</p> <p>○また、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所との連携をはじめ、訪問看護ステーション等とも密接に連携し、地域ごとの連携強化の連携による。</p> |
| <p>医療従事者の育成</p> <p>○拠点病院をはじめとした医療機関の専門医配置の有無等、がん患者にどうつて分かりやすく提示できる体制を整備する。</p> <p>○がん医療の質の向上を図るために、がん医療従事者の育成を推進する。</p> <p>○がん医療の質の向上を図るために、がん医療従事者の育成を推進する。</p> | <p>○厚生労働省では、19年からeラーニングを整備し、学会認定専門医の二年制修了試験を実施する。</p> <p>○文部科学省では、「がんプロフェッショナル養成プログラム」により、中国・四国地方では、「中国・四国広域医療人養成のための教育機関」ががんプロフェッショナル養成アソシエーションがんプロフェッショナル養成アソシエーションは、放射線治療、化学療法、手術療法、緩和ケア等を専門とする機器・診療科横断的ながん診療に参画する医師・看護師等を育成する。</p> <p>○各大学では、がん医療従事者の育成に取り組むとともに、がん医療従事者の育成が推進される。</p> <p>○拠点病院では、がん医療従事者の育成が行われて推進される。</p> <p>○行政、学会、医療機関などで、医療従事者を対象として日々な研修が行われ、専門的な薬剤師、看護師等の認定や育成が行われている。</p> |
| <p>がん登録の精度向上</p> <p>○院内がん登録を実施している医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させること。</p> <p>○正確ながん登録による研究、分析へ活用すること。</p> | <p>○地域がん登録は平成2年から実施しており、19年度から厚生労働省研究開発の地域がん登録標準データベースシステムを導入し、四国がん登録センターへ委託して実施している。</p> <p>○地域がん登録は、すべての拠点病院の実務担当者が受講している。</p> <p>○地域がん登録は、すべての拠点病院における全診療科のDCO割合は24.0%（平成19年診断分：24.0%現在）。</p> <p>○地域がん登録した上で、将来的には国との第3次がん登録戦略で目標としている10%未満を目指す。</p> |
| <p>小児がん</p> <p>○小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けるよう必要な医療環境の整備を進め、拠点病院を中心とした地域の医療機関等との連携を整備する。</p> <p>○小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を図る。</p> | <p>○「がん」は、小児死因の第1位（平成22年人口動態調査）。</p> <p>○日本小児死因（がん）学会認定の「日本小児死因（がん）専門医研修施設」、1施設（2014年8月現在）。</p> <p>○日本小児外科学会認定の「認定施設」2施設（2014年1月現在）。</p> <p>○小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けるよう必要な医療環境の整備を進め、拠点病院を中心とした地域の医療機関等との連携を整備する。</p> <p>○小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を図る。</p> |

がんの教育・普及啓発

子どもへの健脾教育の中で
がん教養を推進するとともに、
がんに対する知識と患者に対する
正しい認識、学び、情報報報を得
ることで、めまいや筋肉痛と向
き合えるようになる機会を提供する。

- 「小児がん中国四園ネットワーク」を活用し、各県のがん専門医療機関、患者会、行政などの参加を得て、取り組むべき具体策を検討するよう、関係機関に対し、働きかけを行っていく。
- 全国においては、健育教育全体会の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討がなされていることから、この動向を注視するとともに、関係機関との一層の連携を図りながら、検討結果に基づく教育活動の実施に努める。

小學各科教學法

がん患者の就労を含めた社会的な問題
職場における理解の促進、
相談支援体制の充実を通じて、がんになつても安心して
働くことができる社会を構築する。

○子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう健康新教育に取り組む。

○県民に対しては、がん予防や早期発見につながる行動薦奨を足し、自分や身近な人ががんに罹患してもそれを正しく理解し、向かい合うため、患者の病状、治療等を学ぶことのできる環境を整備する。患者に対する理解と、患者の病状を正しく理解し、患者もがん患者の家族等を含む多くの人々に加え、患者の心の変化、患者を支える方々などを学ぶことでのできる環境を整備する。

○県民に対しては、がんを正しく理解し向き合うため、患者の病状、治療等を学ぶことのできる環境を整備する。患者の心の変化、患者を支える方々などを学ぶことでのできる環境を整備する。

○県民に対するがん予防や早期発見について県では、県民を啓発するにあたり、県立病院や保健所等の施設にて、がん検診の実施やがん検診の実施による早期発見の効果をPRする。また、がん検診の実施による早期発見の効果をPRする。

○県民に対するがん予防や早期発見について県では、県民を啓発するにあたり、県立病院や保健所等の施設にて、がん検診の実施やがん検診の実施による早期発見の効果をPRする。また、がん検診の実施による早期発見の効果をPRする。

○がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を検証した上で、国、県、市町、関係者等が協力して、がんやがん風築者等に対する理解を深め、経験者を通じて、支援する方針を立てることを通じて、がん患者・経験者との安心して働き暮らせることをめざすとともに、社会に安心して働き暮らせることをめざすとともに、社会に安心して働き暮らせることをめざす。社会を構築する。

○毎年20歳から64歳までの約3,400人ががんで死んでいる。日本の5年相対生存率は57%であり、がん患者・経験者のうち長期間生存し、社会で活躍している者も多い。

○施設病院の入院患者を対象に実施した調査によると、がん患者の約半数が、がん治療による精神的・経済的負担感を抱いていた。

(3) 健康の保持増進と疾患予防の観点から、がんの予防を含めた健診は保健委員会では、小学校は体育科、中学校は社会科、高等学校は社会科等で実施される。

の患者を含めた県民に対するがんの県民対策については、県民意識の調査結果によれば、県民のがん知識の習得率は、年齢層別に見ると、60歳以上が最も高いが、60歳未満では、知識の習得率が最も低い。また、県民のがん検診受診率は、年齢層別に見ると、60歳以上が最も高いが、60歳未満では、知識の習得率が最も低い。また、県民のがん検診受診率は、年齢層別に見ると、60歳以上が最も高いが、60歳未満では、知識の習得率が最も低い。

日本人の5年相対生存率は、20歳から64歳までの約3,400人中で死んでしまった人が353人で、約840人の方が死んでいます。つまり、日本人の5年相対生存率は、日本人のうち生き残っている者も含めると、約77%です。

○子どもに對しては、健廉と命の大切さについて学び、からだの健康を適切に管理し、かんに對する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよ。健康教育に取り組む。

○県民に対しては、がん予防や早期発見につながる行動勧奨を促し、自分や身近な人ががんに罹患してもそれを正しく理解し、向かい合うため、がんの普及啓発活動をさらに進めることを促す。

○患者に対しては、がんを正しく理解し向き合うため、患者が自分が自分の病状、治療等を学ぶことのできる環境を整備し、病状を正しく理解し、患者の家族についても、患者を支える方法などを加え、患者の家族自身も心の健康、患者を支える方針などを加えて、患者の家族が必要であることを理解する。

○医療機関、関係団体等は、日ごろからがん患者が整備されるまでの間、常に社会復帰等が、正しい認識を持ち、がん患者の治療など社会に復帰する。一方で、社会復帰等が円滑に行われる環境を整備されよう、行政、医療機関、関係団体等は、適切な情報発信に努める。

○がん患者・経験者の就労に際するニーズや課題を検証した上で、国・県・市町・関係部署等がん患者・経験者とその家族等、経済的支援や理路立った対応を図り、がんとともに安心して働き暮らせる社会を構築する。

100
100

16

愛媛県がん対策推進条例

がん対策基本法の趣旨を踏まえ、すべての県民が生命を尊重する良心に基づき、温かみのある適切ながん対策を推進することにより、がんになつてもお互いに支え合い、安心して暮らしていく地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がん対策に関し、県、市町、がんの予防又はがんに係る医療(以下「がん医療」という。)に携わる者(以下「保健医療関係者」という。)及び県民の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の負担の軽減等について定めることにより、がん対策基本法(平成18年法律第98号)第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画(以下「推進計画」という。)の実効性を確保し、科学的知見に基づく適切ながん医療をすべての県民が受けられるようにするための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族又は遺族(以下「家族等」という。)で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関し、本県の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民のがんに関する意識を高め、及び理解と关心を深めるため、県民に対してがんに関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 県は、がん対策について、教育、雇用等幅広い観点から検討を行い、必要な施策を講ずるものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、県及び保健医療関係者その他の関係者と連携し、がんの予防及び早期発見に向けた施策の推進に努めるものとする。

(保健医療関係者の責務)

第4条 保健医療関係者は、推進計画に基づき、県が講ずる施策の推進に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報を提供するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第6条 県は、がんに関する正しい知識の普及啓発及び情報の提供その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するため、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、がん検診の受診率の向上及びがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(がん登録の推進)

第7条 県は、がん対策の効率的な推進を図るため、医療機関と連携し、がん登録(がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、及び分析するための制度をいう。)の推進に努めるとともに、当該がん登録の精度の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の負担の軽減)

第8条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

(1) がん患者及びその家族等に対する相談体制の充実強化

(2) がん患者及びその家族等の経験を生かした支援活動等の推進

(3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがんに伴う負担の軽減に關し必要な施策

(緩和ケアの充実)

第9条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為(以下「緩和ケア」という。)の充実を図るため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

(1) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成

(2) 治療の初期段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進

(3) 緩和ケアの拠点としての機能を担う体制及び緩和ケアに係る地域における連携協力体制の整備

(4) 居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備

(5) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実に關し必要な施策

(在宅医療の推進)

第10条 県は、医療機関等と連携し、医療機関ががん患者にその居宅においてがん医療を提供することができる体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(がん医療の水準の向上)

第11条 県は、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、がん患者がその居住する地域にかかるわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、次に掲げる取組を支援するよう努めなければならない。

(1) がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。)の整備及び機能強化

(2) 都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院の間における連携強化

(3) がん診療連携拠点病院及びその他の医療機関の間における連携協力体制の整備

(4) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

(5) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上に關し必要な取組

(愛媛県がん対策推進委員会)

第12条 がん対策の推進に關し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県がん対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) がん対策の推進に關する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。

(2) がん対策の推進に關する施策の実施状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

2 委員会は、委員30人以内で組織する。

3 委員は、がん患者及びその家族等で構成される団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適當と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、知事が定める。

(施策の見直し)

第13条 知事は、がん対策の推進に關する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(県民総ぐるみによるがん対策の推進)

第14条 県は、市町、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、総合的ながん対策を県民総ぐるみで推進するものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

愛媛県がん対策推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県がん対策推進条例（平成22年愛媛県条例第26号）第12条第6項の規定に基づき、愛媛県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することがある。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部管理局医療対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

愛媛県がん対策推進委員会

| 氏名 | 役職名等 | 備考 |
|--------|--------------------------------------|-----|
| 今井 洋子 | 愛媛県医師会 常任理事 | |
| 内田 条子 | 松山市健康づくり推進課 主査 | |
| 大西 満美子 | 愛媛県看護協会 会長 | |
| 岡田 志朗 | 愛媛県議会がん対策推進議員連盟 会長 | |
| 梶原 伸介 | 市立宇和島病院 院長 | |
| 亀井 治人 | 住友別子病院 がん診療部長 | |
| 鳥谷 恵美子 | (公財)がんの子どもを守る会愛媛支部 幹事 | |
| 窪田 理 | 愛媛県医師会 常任理事 | |
| 白石 省三 | 愛媛県商工会議所連合会 会頭 | |
| 神野 早苗 | 愛媛県PTA連合会 副会長 | |
| 鈴木 欽次郎 | 愛媛県経済同友会 代表幹事 | |
| 高嶋 成光 | 四国がんセンター 名誉院長 | 会長 |
| 高田 泰次 | 愛媛大学大学院医学系研究科 肝胆膵・移植外科学教授 | 副会長 |
| 谷水 正人 | 四国がんセンター 統括診療部長 | |
| 永野 洋子 | 東温市健康推進課 課長補佐 | |
| 中橋 恒 | 松山ベテル病院 院長 | |
| 秦 栄子 | 愛媛県食生活改善推進連絡協議会 会長 | |
| 服部 正 | 愛媛県中小企業団体中央会 会長 | |
| 濱田 千鶴 | 愛媛県栄養士会 副会長 | |
| 早瀬 昌美 | 愛媛新聞 論説委員 | |
| 藤井 元廣 | 松山赤十字病院 副院長 | |
| 藤本 弘一郎 | 愛媛県総合保健協会 医長 | |
| 古川 清 | 愛媛県薬剤師会 副会長 | |
| 松本 陽子 | NPO法人愛媛がんサポートおれんじの会 理事長 | |
| 村上 友則 | 愛媛県商工会連合会 会長 | |
| 吉田 美由紀 | 医療法人聖愛会在宅診療部ベテル在宅支援センター 地域看護専門看護師 | |

(氏名:五十音順)

愛媛県がん対策推進計画

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課

住 所 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2
電 話 089-941-2111 (内線 2449)
FAX 089-921-8004